

參考資料編

平成22年12月16日

パーキング・パーミット利用者の皆様

国土交通省 総合政策局 安心生活政策課

パーキング・パーミット制度ご利用に関するアンケートへのご協力をお願い

アンケートの発送にあたっては、佐賀県健康福祉本部地域福祉課の協力を得て実施しております。

拝啓 時下ますますご清栄の段、心よりお慶び申し上げます。平素より国土交通行政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、国土交通省では、店舗などに設けられている障害者の方などのための駐車スペースについて、より使いやすい方策を検討するための調査を実施しております。

そこで、佐賀県では、全国に先がけてパーキング・パーミット制度を実施していることから、地域の利用者の皆様から駐車場の利用実態、利用ニーズについてご意見をおうかがいし、今後の施策検討に資するため、本アンケートを実施することと致しました。

つきましては、ご多忙のなか大変恐縮ではございますが、次ページ以降のアンケートへご回答くださいますよう、お願い申し上げます。

アンケート結果は、国土交通省の調査委託先である社会システム株式会社が分析致します。無記名でご回答いただき、ご回答内容は統計的に処理いたしますので、忌憚のないご意見をお願い致します。

具体的なお願いの内容は下記のとおりです。どうぞよろしくご協力いただけますよう、お願い致します。

敬 具

記

1. 依頼内容：アンケートへのご回答
2. 回答期日：**平成22年1月8日（土）まで**
3. 回答方法：次ページ以降のアンケートに、ご回答いただき、
同封の返信用封筒にて、社会システム（株）宛まで直接ご返信をお願い致します。

当アンケートに関するご不明な点については、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

<連絡先・返信先>

社会システム株式会社 社会経済部 交通企画調査室（担当：手嶋、池田）

〒153-0043 東京都目黒区東山1-5-4 中目黒ビジネスセンタービル

TEL：03-5773-0001 FAX：03-5773-0012

社会システム株は、個人情報の取扱いに関して適切に保護措置を講じていることを認められた企業として、プライバシーマークの認定を受けています。



ご回答用紙 パーキング・パーミットご利用に関するアンケート

．あなたのことについてお伺いします。

Q 1. あなた（ご本人）の性別・年齢をお答えください。（印はそれぞれ1つ）

性別	1：男	2：女		
年齢	1：19歳以下	2：20～39歳	3：40～54歳	4：55～64歳
	5：65～74歳	6：75～84歳	7：85歳以上	

Q 2. 自動車運転免許は持っていますか。（印は1つだけ）

1：免許は持っている	2：免許は持っていない
------------	-------------

Q 3. あなたが車で外出される際、主に車を運転されるのはどなたですか。（印は1つだけ）

1：あなた本人	2：親	3：配偶者	4：子	5：その他の家族
6：福祉関係者（ヘルパー等）	7：タクシー等の運転手			
8：その他（				）

Q 4. 自動車に乗降（車いすからの移乗を含む）する際に、介助が必要ですか。（印は1つだけ）

1：常に必要（全介助）	2：一部介助が必要	3：必要ない（自分で乗降）
-------------	-----------	---------------

Q 5. 歩行について、現状に最も近いものを選んでください。（印は1つだけ）

1：自力で歩行		
2：自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難		
3：杖や装具の使用による歩行		
4：杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難		
5：車いすを使用している		
6：その他（		）

Q 6. 【要介護認定を受けられた方に】現在の要介護（支援）度はいくつですか。（印は1つだけ）

1：要支援1	2：要支援2	3：要介護1	4：要介護2
5：要介護3	6：要介護4	7：要介護5	8：認定を申請中

Q 7. 【障害者手帳をお持ちの方に】障がい名、等級に 印をつけてください。

障がい名	1：肢体不自由(体幹)	2：肢体不自由(上肢)	3：肢体不自由(下肢)
	4：脳原	5：その他の障害（	）

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
----	----	----	----	----	----	----	----

・パーキング・パーミット制度についてお伺いします。

Q8. 現在、パーキング・パーミット制度対象の駐車スペースには、どの程度車をとめることができますか。(印は1つだけ)

- 1 : いつでも大体とめられる 2 : 混雑時以外は大体とめられる
3 : 混雑時以外でもとめられないことがある 4 : ほとんどとめられない

Q9. 【Q8.で回答の2～4を選択された方へ】とめられない場合の原因についてはどう思われますか。(印は1つだけ)

- 1 : 利用証の掲示のない車(障害のない人等)の駐車が
2 : 駐車スペースが少ない
3 : パーキング・パーミット制度に協力している対象施設が少ない
4 : その他()

Q10. 【全員の方に】施設利用者等の不適正な駐車や利用証を掲示した車で満車になっている等により車をとめにくいことが多く、改善してほしい施設はどんな施設ですか。

(該当するものを5つまで 印をつけてください)

- 1 : 大型ショッピングセンター・百貨店 2 : 小規模なスーパーマーケット
3 : コンビニエンスストア 4 : ファミリーレストラン等の飲食店
5 : 本屋・ビデオショップ 6 : 映画館・劇場
7 : スポーツ施設 8 : テーマパーク等のアミューズメント施設
9 : ホテル・旅館 10 : 図書館 11 : 官公庁 12 : 学校
13 : 文化センター・美術館・博物館 14 : 集会所や公会堂
15 : 業務ビル 16 : 銀行・郵便局 17 : 駅・空港
18 : 病院、診療所 19 : 福祉施設・老人ホーム 20 : 道の駅
21 : 公園 22 : 時間貸し駐車場 23 : その他()

Q11. 障害者等用駐車スペースの不適正な駐車防止のために、効果があるとお考えの対策は何ですか。

(該当するものを3つまで 印をつけてください)

- 1 : 対象スペースの目立つ色での塗装 2 : 対象スペースが目立つ看板、掲示
3 : 対象スペースへの専用ゲートの設置 4 : 適正利用のための放送
5 : 警備員等の巡回 6 : 利用証を掲示していない車両への警告文書
7 : 行政の広報、啓発 8 : 不適正利用を禁止する法的規制
9 : その他の対策()

Q12. 佐賀県では、平成22年1月から、協力施設の既存駐車スペース（例：2.5m幅）を利用し、主に高齢者、妊産婦の方向けにパーキング・パーミット用の駐車スペースを拡大しています。

Q12-1. あなたはそのスペースを利用されたことはありませんか。（印は1つだけ）

- 1：利用したことがある
- 2：利用したことはないが知っていた
- 3：知らなかった

Q12-2. 駐車スペースの拡大によって、パーキング・パーミット用の駐車スペース全体は、昨年度と比べて利用しやすくなりましたか。（印は1つだけ）

- 1：かなりとめやすくなった
- 2：少しとめやすくなった
- 3：変わらない
- 4：少しとめにくくなった
- 5：かなりとめにくくなった

．障害者等用駐車スペース全般についてお伺いします。

Q13. あなたが障害者等用駐車スペースの駐車しやすさ（とめやすさ）や利用しやすさで最も重視することは何ですか。（印は1つだけ）

- 1：施設（建物）の入口に近い場所に設置されていること
- 2：障害者等用駐車スペースの数が多いこと
- 3：障害者等用駐車スペースの案内が適切にされていること
- 4：屋根が付いていること
- 5：その他（具体的に _____）

Q14. 障害者等用駐車スペースについてお気づきの点、ご意見（困ったこと、使いづらかったこと等）がございましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

平成 22 年 12 月 16 日

おもいやり駐車場利用制度の
利用対象者の皆様

福島県保健福祉部 高齢福祉課

国土交通省 総合政策局 安心生活政策課

おもいやり駐車場ご利用に関するアンケートへのご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清栄の段、心よりお慶び申し上げます。福島県の政策につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、国土交通省では、店舗などに設けられている障害者の方などのための駐車スペースについて、より使いやすい方策を検討するための調査を実施しているところです。

このたび、福島県では、おもいやり駐車場利用制度を実施していることから、地域の利用者の皆様から駐車場の利用実態、利用ニーズについてご意見をおうかがいするため、本アンケートを行うことと致しました。

つきましては、ご多忙のなか大変恐縮ではございますが、次ページ以降のアンケートへご回答くださいますよう、お願い申し上げます。

アンケート結果は、国土交通省の調査委託先である社会システム株式会社が分析致します。無記名でご回答いただき、ご回答内容は統計的に処理いたしますので、忌憚のないご意見をお願い致します。

具体的なお願いの内容は下記のとおりです。どうぞよろしくご協力いただけますよう、お願い致します。

敬 具

記

- 1 依頼内容：アンケートへのご回答
- 2 回答期日：平成 23 年 1 月 8 日（土）まで
- 3 回答方法：アンケートに、ご回答いただき、

同封の返信用封筒にて、社会システム（株）宛まで直接ご返信をお願い致します。

なお、既に利用証を返却されている場合は、お手数ですがアンケート用紙を破棄くださるようお願いいたします。

当アンケートに関するご不明な点については、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

<連絡先・返信先>

社会システム株式会社 社会経済部 交通企画調査室（担当：手嶋、池田）
〒153-0043 東京都目黒区東山 1-5-4 中目黒ビジネスセンタービル

TEL：03-5773-0001 FAX：03-5773-0012

社会システム(株)は、個人情報の取扱いに関して適切に保護措置を講じていることを認められた企業として、プライバシーマークの認定を受けています。



ご回答用紙 おもいやり駐車場ご利用に関するアンケート

．あなたのことについてお伺いします。

Q 1. あなた（ご本人）の性別・年齢をお答えください。（印はそれぞれ1つ）

性別	1：男	2：女		
年齢	1：19歳以下	2：20～39歳	3：40～54歳	4：55～64歳
	5：65～74歳	6：75～84歳	7：85歳以上	

Q 2. 自動車運転免許は持っていますか。（印は1つだけ）

1：免許は持っている	2：免許は持っていない
------------	-------------

Q 3. あなたが車で外出される際、主に車を運転されるのはどなたですか。（印は1つだけ）

1：あなた本人	2：親	3：配偶者	4：子	5：その他の家族
6：福祉関係者（ヘルパー等）	7：タクシー等の運転手			
8：その他（				）

Q 4. 自動車に乗降（車いすからの移乗を含む）する際に、介助が必要ですか。（印は1つだけ）

1：常に必要（全介助）	2：一部介助が必要	3：必要ない（自分で乗降）
-------------	-----------	---------------

Q 5. 歩行について、現状に最も近いものを選んでください。（印は1つだけ）

1：自力で歩行		
2：自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難		
3：杖や装具の使用による歩行		
4：杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難		
5：車いすを使用している		
6：その他（		）

Q 6. 【要介護認定を受けられた方に】現在の要介護（支援）度はいくつですか。（印は1つだけ）

1：要支援1	2：要支援2	3：要介護1	4：要介護2
5：要介護3	6：要介護4	7：要介護5	8：認定を申請中

Q 7. 【障害者手帳をお持ちの方に】障がい名、等級に印をつけてください。

障がい名	1：肢体不自由(体幹)	2：肢体不自由(上肢)	3：肢体不自由(下肢)
	4：脳原	5：その他の障害（	）

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
----	----	----	----	----	----	----	----

・おもいやり駐車場についてお伺いします。

Q8. おもいやり駐車場の利用について、現在と利用証が発行される前の利用状況はどうでしたか。(印はそれぞれ1つ)

現在のおもいやり駐車場のご利用	あなたに利用証が発行される前の障害者等用駐車スペースのご利用
1 : 空いている時はいつもとめている	1 : 空いている時はいつもとめていた
2 : 時々とめている	2 : 時々とめていた
3 : ほとんどとめていない	3 : ほとんどとめていなかった

Q9. 現在、おもいやり駐車場には、どの程度車をとめることができますか。(印は1つだけ)

- 1 : いつでも大体とめられる 2 : 混雑時以外は大体とめられる
3 : 混雑時以外でもとめられないことがある 4 : ほとんどとめられない

Q10. 【Q9.で回答の2～4を選択された方へ】とめられない場合の原因についてはどう思われますか。(印は1つだけ)

- 1 : 利用証の掲示のない車(障害のない人等)の駐車が多い
2 : 駐車スペースが少ない
3 : おもやり駐車場に協力している対象施設が少ない
4 : その他()

Q11. 【全員の方に】施設利用者等の不適正な駐車や利用証を掲示した車で満車になっている等により車をとめにくいことが多く、改善してほしい施設はどんな施設ですか。
(該当するものを5つまで 印をつけてください)

- 1 : 大型ショッピングセンター・百貨店 2 : 小規模なスーパーマーケット
3 : コンビニエンスストア 4 : ファミリーレストラン等の飲食店
5 : 本屋・ビデオショップ 6 : 映画館・劇場
7 : スポーツ施設 8 : テーマパーク等のアミューズメント施設
9 : ホテル・旅館 10 : 図書館 11 : 官公庁 12 : 学校
13 : 文化センター・美術館・博物館 14 : 集会所や公会堂
15 : 業務ビル 16 : 銀行・郵便局 17 : 駅・空港
18 : 病院、診療所 19 : 福祉施設・老人ホーム 20 : 道の駅
21 : 公園 22 : 時間貸し駐車場 23 : その他()

裏面もご記入下さい。あと3問です。

Q12. 障害者等用駐車スペースの不適正な駐車防止のために、効果がある
とお考えの対策は何ですか。

(該当するものを 3つまで 印をつけてください)

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 1 : 対象スペースの目立つ色での塗装 | 2 : 対象スペースが目立つ看板、掲示 |
| 3 : 対象スペースへの専用ゲートの設置 | 4 : 適正利用のための放送 |
| 5 : 警備員等の巡回 | 6 : 利用証を掲示していない車両への警告文書 |
| 7 : 行政の広報、啓発 | 8 : 不適正利用を禁止する法的規制 |
| 9 : その他の対策 (|) |

. 障害者等用駐車スペース全般についてお伺いします。

Q13. あなたが障害者等用駐車スペースの駐車しやすさ(とめやすさ)や利
用しやすさで最も重視することは何ですか。(1 印は1つだけ)

- | | |
|-------------------------------|---|
| 1 : 施設(建物)の入口に近い場所に設置されていること | |
| 2 : 障害者等用駐車スペースの数が多いこと | |
| 3 : 障害者等用駐車スペースの案内が適切にされていること | |
| 4 : 屋根が付いていること | |
| 5 : その他(具体的に |) |

Q14. 障害者等用駐車スペースについてお気づきの点、ご意見(困ったこと、
使いづらかったこと等)がございましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

おもいやり駐車場ご利用に関するアンケート調査

師走の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、川口市行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本市では「おもいやり駐車場制度」を開始して約1年が経過しました。これを機に、利用証の交付を受けた方より当制度に対するご意見をいただき、今後の事業の推進のためのアンケート調査を実施しますので、ご多忙中大変恐縮ではございますが、ご協力の程宜しくお願い致します。

また、国土交通省総合政策局安心生活政策課では、今年度、「障害者等用駐車スペースの適正利用等の促進に関する調査研究」を実施しています。日ごろ皆様が利用されている公共施設や商業施設などの駐車場には、障害者・高齢者等の方でも余裕を持って安全に利用できる障害者等用駐車スペースが設けられていますが、障害のない人による利用などが問題となっていることから、障害者等用駐車スペースの利用の状況、不適正利用の実態などを把握し、今後適正利用を促進していくための検討を行うため、このアンケート結果を利用させていただきます。

なお、このアンケート調査で得られたデータは、調査目的以外に使用することはありません。調査の結果は統計的にのみ処理いたしますのでご迷惑をおかけすることはありませんので、ご了承ください。

記

- 1.依頼内容：おもいやり駐車場ご利用に関するアンケート調査
- 2.回答期日：平成23年1月14日（金）（消印有効）
- 3.回答方法：調査票にご記入いただき、同封の封筒に入れ、切手を貼らずにご返送をお願い申し上げます。
（ご本人様の自筆が困難な場合には代理の方がご回答いただいても結構です。）

本アンケートの内容についてのお問い合わせは、以下までお願い申し上げます。

川口市役所 都市計画課 施設計画係

電話：048-258-1221

FAX：048-258-4753

ご回答用紙 おもいやり駐車場ご利用に関するアンケート

・あなたのことについてお伺いします。

Q1. あなた（ご本人）の性別・年齢をお答えください。（印はそれぞれ1つ）

性別	1：男	2：女		
年齢	1：19歳以下	2：20～39歳	3：40～54歳	4：55～64歳
	5：65～74歳	6：75～84歳	7：85歳以上	

Q2. あなたが交付されている利用証は何年用（緑・オレンジ）ですか。

（印は1つだけ） ・妊産婦の方以外は緑（5年用）となります。

1：緑（5年用）	2：オレンジ（1年未満）
----------	--------------

Q3. 現在お住まいの地域はどちらですか。

1：川口市_____	2：その他（_____）
例：川口市 青木	

Q4. 自動車運転免許は持っていますか。（印は1つだけ）

1：免許は持っている	2：免許は持っていない
------------	-------------

Q5. あなたが車で外出される際、主に車を運転されるのはどなたですか。

（印は1つだけ）

1：あなた本人	2：親	3：配偶者	4：子	5：その他の家族
6：福祉関係者（ヘルパー等）	7：タクシー等の運転手			
8：その他（_____）				

Q6. 自動車に乗降（車いすからの移乗を含む）する際に、介助が必要ですか。

（印は1つだけ）

1：常に必要（全介助）	2：一部介助が必要	3：必要ない（自分で乗降）
-------------	-----------	---------------

Q7. 歩行について、現状に最も近いものを選んでください。（印は1つだけ）

1：自力で歩行
2：自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難
3：杖や装具の使用による歩行
4：杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難
5：車いすを使用している
6：その他（_____）

Q 8. あなたが障害者等用駐車スペースの駐車しやすさ（とめやすさ）や利用しやすさで最も重視することは何ですか。（ 印は1つだけ）

- | |
|-------------------------------|
| 1 : 施設（建物）の入口に近い場所に設置されていること |
| 2 : 障害者等用駐車スペースの数が多いこと |
| 3 : 障害者等用駐車スペースの案内が適切にされていること |
| 4 : 屋根が付いていること |
| 5 : その他（具体的に _____） |

． おもいやり駐車場についてお伺いします。

Q 9. おもいやり駐車場のご利用について、現在と利用証が発行される前の利用状況はどうでしたか。（ 印はそれぞれ1つ）

現在のおもいやり駐車場のご利用	あなたに利用証が発行される前の障害者等用駐車スペースのご利用
1 : 空いている時はいつもとめている	1 : 空いている時はいつもとめていた
2 : 時々とめている	2 : 時々とめていた
3 : ほとんどとめていない	3 : ほとんどとめていなかった

Q 10. 現在、おもいやり駐車場にはどの程度車をとめることができますか。（ 印は1つだけ）

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1 : いつでも大体とめられる | 2 : 混雑時以外は大体とめられる |
| 3 : 混雑時以外でもとめられないことがある | 4 : ほとんどとめられない |

Q 11. 【Q 10.で回答の2～4を選択された方へ】とめられない場合の原因についてはどう思われますか。（ 印は1つだけ）

- | |
|-------------------------------|
| 1 : 利用証の掲示のない車（障害のない人等）の駐車が多い |
| 2 : 駐車スペースが少ない |
| 3 : おもいやり駐車場制度に協力している対象施設が少ない |
| 4 : その他（ _____） |

Q 12. 【全員の方に】あなたは日常どのような施設を利用されますか。（該当するものを5つまで 印をつけてください）

- | | | | |
|----------------------|---------------------|------------------|--------|
| 1 : 大型ショッピングセンター・百貨店 | 2 : 小規模なスーパーマーケット | | |
| 3 : コンビニエンスストア | 4 : ファミリーレストラン等の飲食店 | | |
| 5 : 本屋・ビデオショップ | 6 : スポーツ施設 | | |
| 7 : アミューズメント施設 | 8 : ホテル・旅館 | 9 : 図書館 | |
| 10 : 官公庁 | 11 : 学校 | 12 : 文化センター・美術館等 | |
| 13 : 集会所 | 14 : 業務ビル | 15 : 銀行・郵便局 | 16 : 駅 |
| 17 : 病院、診療所 | 18 : 福祉施設・老人ホーム | 19 : 道の駅 | |
| 20 : 公園 | 21 : 時間貸し駐車場 | 22 : その他（ _____） | |

裏面もご記入下さい。

Q13. 【全員の方に】施設利用者等の不適正な駐車や利用証を掲示した車で満車になっている等により車をとめにくいことが多く、改善してほしい施設はどんな施設ですか。

(該当するものを5つまで 印をつけてください)

- | | | | |
|--------------------|-------------------|----------------|------|
| 1：大型ショッピングセンター・百貨店 | 2：小規模なスーパーマーケット | | |
| 3：コンビニエンスストア | 4：ファミリーレストラン等の飲食店 | | |
| 5：本屋・ビデオショップ | 6：スポーツ施設 | | |
| 7：アミューズメント施設 | 8：ホテル・旅館 | 9：図書館 | |
| 10：官公庁 | 11：学校 | 12：文化センター・美術館等 | |
| 13：集会所 | 14：業務ビル | 15：銀行・郵便局 | 16：駅 |
| 17：病院、診療所 | 18：福祉施設・老人ホーム | 19：道の駅 | |
| 20：公園 | 21：時間貸し駐車場 | 22：その他 () | |

Q14. おもいやり駐車場の設置を希望される施設があればご記入ください。

--

Q15. 障害者等用駐車スペースの不適正な駐車防止のために、効果があるとお考えの対策は何ですか。

(該当するものを3つまで 印をつけてください)

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1：対象スペースの目立つ色での塗装 | 2：対象スペースが目立つ看板、掲示 |
| 3：対象スペースへの専用ゲートの設置 | 4：適正利用のための放送 |
| 5：警備員等の巡回 | 6：利用証を掲示していない車両への警告文書 |
| 7：行政の広報、啓発 | 8：不適正利用を禁止する法的規制 |
| 9：その他の対策 () | |

Q16. おもいやり駐車場制度を利用してみてどのように感じましたか。

- | | |
|------------|---------------|
| 1：必要な制度である | 2：あまり必要な制度でない |
| 3：その他 () | |

Q17. おもいやり駐車場を利用していく上で困ったこと、使いづらかったことはありますか。ありましたらご記入ください。

--

ご協力ありがとうございました。

参考資料２ バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）における駐車施設の規定

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）

（道路管理者の基準適合義務等）

第１０条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- ２ 道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- ３ 道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路を除く。）を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ４ 新設特定道路についての道路法第３３条第１項及び第３６条第２項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第２条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第３３条第１項中「同条第１項」とあるのは「前条第１項」とする。

（路外駐車場管理者等の基準適合義務等）

第１１条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- ２ 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- ３ 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前２項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
- ４ 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を路外駐車場移動等円滑化基準（前項の条例で付加した事項を含む。第５３条第２項において同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特定路外駐車場に係る基準適合命令等）

第１２条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市、同法第２５２条の２第１項の中核市及び同法第２５２条の２

6の3第1項の特例市にあっては、それぞれの長。以下「知事等」という。)に届け出なければならない。ただし、駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。
- 3 知事等は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(公園管理者等の基準適合義務等)

第13条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設(以下この条において「新設特定公園施設」という。)を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準(以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

- 2 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第5条第1項の規定による許可の申請があった場合には、同法第4条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。
- 3 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 4 公園管理者等は、その管理する特定公園施設(新設特定公園施設を除く。)を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第14条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該特別特定建築物(次項において「新築特別特定建築物」という。)を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(以下「建築物移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

- 2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前2項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第1項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
- 4 前3項の規定は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定とみなす。
- 5 建築主等(第1項から第3項までの規定が適用される者を除く。)は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物(同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。)を建築物移動等円滑化基準(同項の条例で付加した事項を含む。第17条第3項第1号を除き、以下同じ。)に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

移動等円滑化基準

1. 建築物

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

(平成 18 年 12 月 8 日、政令第 379 号)

改正 平成 19 年 3 月 22 日、政令第 55 号

(駐車場)

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を一以上設けなければならない。

2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

二 次条第一項第三号に定める経路()の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

三 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路

2. 道路

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令

(平成十八年十二月十九日国土交通省令第百十六号)

(障害者用駐車施設)

第二十二条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分(以下「障害者用駐車施設」という。)を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が二百以下の場合にあっては当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が二百を超える場合にあっては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。

一 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

二 有効幅は、三・五メートル以上とすること。

三 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第二十三条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車のために供する部分(以下「障害者用停車施設」という。)を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。

一 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

二 車両への乗降のために供する部分の有効幅は一・五メートル以上とし、有効奥行きは一・五メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。

三 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

3. 路外駐車場

移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令

(平成十八年十二月十五日国土交通省令第百十二号)

(趣旨)

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十一条第一項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準は、駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)、駐車場法施行令(昭和三十二年政令第三百四十号)及び駐車場法施行規則(平成十二年運輸省建設省令第十二号)に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

(路外駐車場車いす使用者用駐車施設)

第二条 特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。)を一以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

二 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

三 次条第一項に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(路外駐車場移動等円滑化経路)

第三条 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。

2 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

二 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

三 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

四 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの(勾配が二十分の一を超えるものに限る。)にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

ニ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

(特殊の装置)

第四条 前二条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が前二条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

4. 都市公園

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令

(平成十八年十二月十八日国土交通省令第百十五号)

(駐車場)

第七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
- 二 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

移動等円滑化誘導基準

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令

(平成十八年十二月十五日国土交通省令第百十四号)

(駐車場)

第十二条 多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。

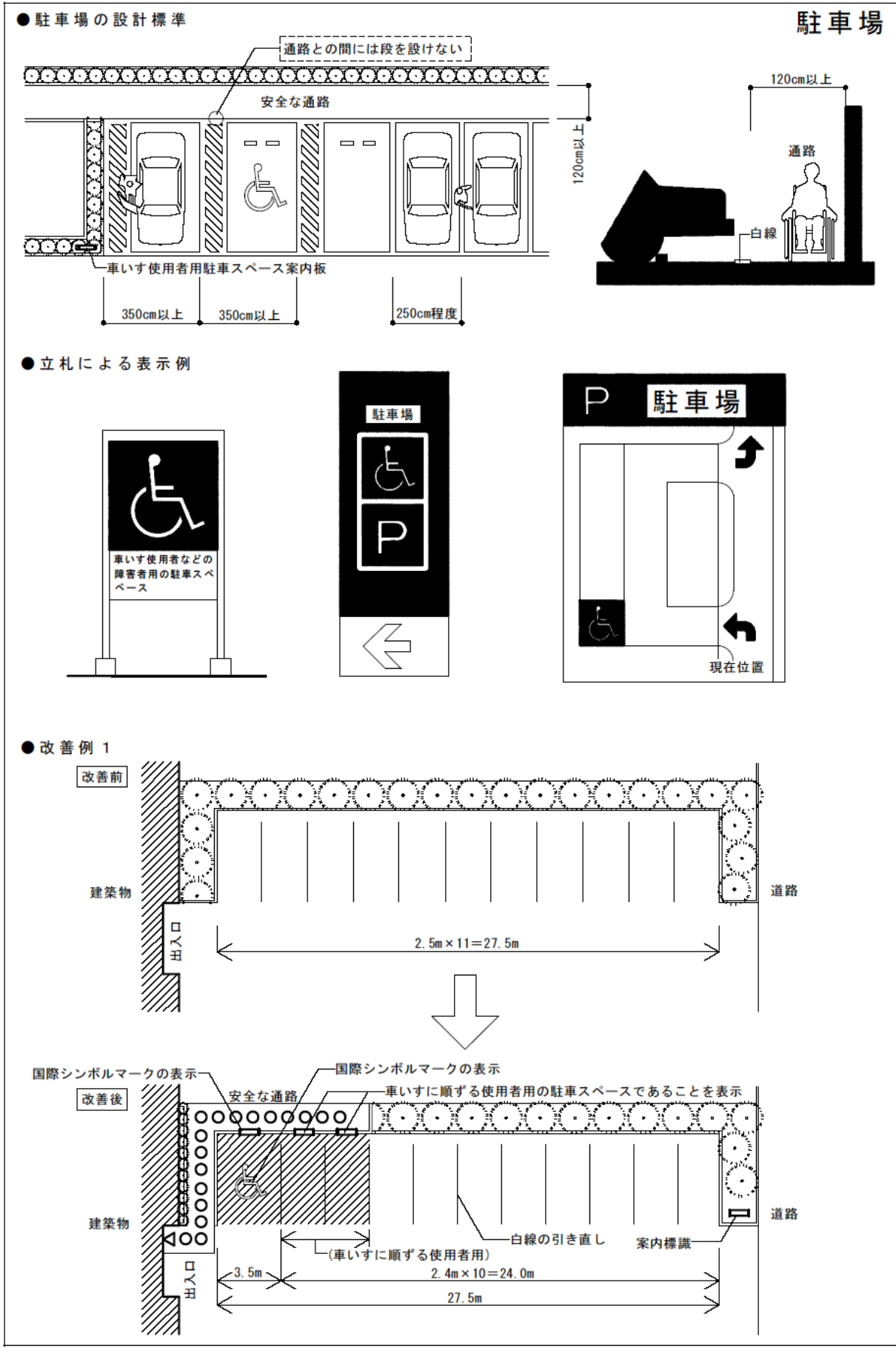
ガイドライン

- (1) 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
平成19年 国土交通省

2. 2 駐車場

◆設計の考え方◆

- ・高齢者・障害者等が自動車を利用して外出する機会が増えている。高齢者・障害者等の社会参加を促進する上で、自動車は有効な移動手段である。このため、建築物を設計する際には、駐車場の安全性や利用のしやすさに配慮して計画することが重要である。
- ・車いす利用者への配慮として、駐車施設は、建築物の出入口に到達しやすいところに設けるとともに、車いす使用者が安全に乗り降りできるスペースを確保し、分かりやすい表示を設置することが重要である。
- ・車いす利用者用駐車施設（政令12条に規定する「車いす利用者用駐車施設」以下同じ）は、車いす使用者が車から乗降するために必要な、十分な広さを有する駐車施設が必須である。なお、これに準じて、上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れの人等に対する通常の広さの駐車スペースを車いす利用者駐車施設に近い位置に別途確保することが望ましい。



6-1 概説

道路付属物としての自動車駐車場は、基準の他、駐車場設計・施工指針や各自治体における福祉のまちづくり条例、駐車場附置義務条例などに基づき障害者の円滑な利用を促進する構造による整備を図ることとしている。

法の対象となる自動車駐車場には、障害者等が円滑に利用できる障害者用駐車施設、障害者用停車施設を設けるとともに、出入口、通路、エレベーター、傾斜路、階段、屋根、便所等を移動等円滑化することとしている。

6-2 障害者用駐車施設

道路移動等円滑化基準

(障害者用駐車施設)

第22条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車用の用に供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

- 2 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が二百以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。
- 3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。
 - 一 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
 - 二 有効幅は、3.5メートル以上とすること。
 - 三 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

6-2-1 設置

自動車駐車場には、障害者が運転又は同乗する車両が駐車し、障害者が安全かつ円滑に乗降できる、障害者用の駐車ます（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

自動車駐車場には、障害者が自動車駐車場を利用できるようにするため、障害者が運転又は同乗する車両が駐車し、障害者が安全かつ円滑に乗降できる障害者用駐車施設を設けるものとする。

6-2-2 数

障害者用駐車施設は、次の数を設けるものとする。

- ・当該自動車駐車場の全駐車施設数が200以下の場合
全駐車施設数×1/50以上
- ・当該自動車駐車場の全駐車施設数が200より多い場合
全駐車施設数×1/100+2以上

当該施設が利用できない状況をできるだけ避けるため、当該自動車駐車場の全駐車施設数に占める障害者用駐車施設数の最低値を規定した。

当該施設の数、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を参考とし、全人口に占める障害者数などの数値を基に規定している。

○参考○関連するその他の基準

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（平成18年12月20日 国土交通省令第114号）

（駐車場）

第12条

多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を越える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者駐車施設を設けなければならない。

○参考○関連データ

- ・18歳以上の人口（103,778千人）に対する18歳以上の障害者数（3,446千人）の割合は3.3%（2000年）
- ・そのうち、肢体不自由者及び内部障害者数（2,598千人）の割合は2.5%（2000年）
- ・全免許保有者数に対する免許等の条件が身体障害者用車両に限定と記載されている人数。
→免許の条件等が「身体障害者用車両に限定」と記されている人数（207千人）の、全免許保有者（78,799千人）に対する割合は、現在で、0.26%（2005年）

出典：「障害者白書」総理府 平成18年度

- ・全車両販売台数に対する福祉車両の販売台数

→福祉車両の販売台数は1997年に約11千台で、2005年には約42千台、全販売台数（5,861千台）の約0.7%

出典：（社）自動車工業会資料

6-2-3 構造

(1) 設置位置

障害者用駐車施設の位置は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口に可能な限り近い位置に設けるものとする。

また、大規模駐車場で複数の出入口がある場合分散配置するなど、移動距離を可能な限り短縮することや、歩行者の出入口から当該施設まで自動車動線との交錯が極力少ない安全な歩行者用通路が確保できることを考慮するものとする。

障害者の移動等円滑化のためには、移動距離を可能な限り短縮することも必要なため、歩行者の出入口にできるだけ近い位置に設けることを規定した。

ここでの歩行者の出入口は、障害者が自動車駐車場外に円滑に移動できる必要があるため、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口とする。ただし、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口が当該施設と異なる階にある場合には、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口に近接しているエレベーターの出入口とする。

その他障害者用駐車施設の位置の決定にあたっては、次の点に留意することが必要である。

- ① 大規模駐車場で、複数の方面に歩行者の出入口がある場合は、それぞれの出入口に分散して配置することが望ましい。
- ② 障害者用駐車施設から歩行者の出入口に至る歩行者用通路と、自動車の交通動線との交錯が極力少なくなるように、歩行者用通路が確保できる位置に配置することが望ましい。

○参考○障害者用駐車施設の位置

駐車場設計・施工指針 同解説（（社）日本道路協会 平成4年11月）

第2編 2.5 身体障害者等に対する配慮

駐車場には身体障害者等の利用が可能な駐車ますおよび通路を設置するとともに、必要に応じてエレベーター等を設置するものとする。

- (1) 需要予測結果および駐車場周辺の施設の種類等を考慮のうえ、車椅子利用者等の駐車ますを設置する。車椅子利用者の駐車ますには、利用者出入口、サービス施設などの諸施設の近傍で、駐車場内の歩行距離が短く、自動車の交通動線との交錯が極力少なくなる位置に配置し、必要な標示を行うものとする。

＜障害者用駐車施設の配置の工夫事例＞

○分散配置の例

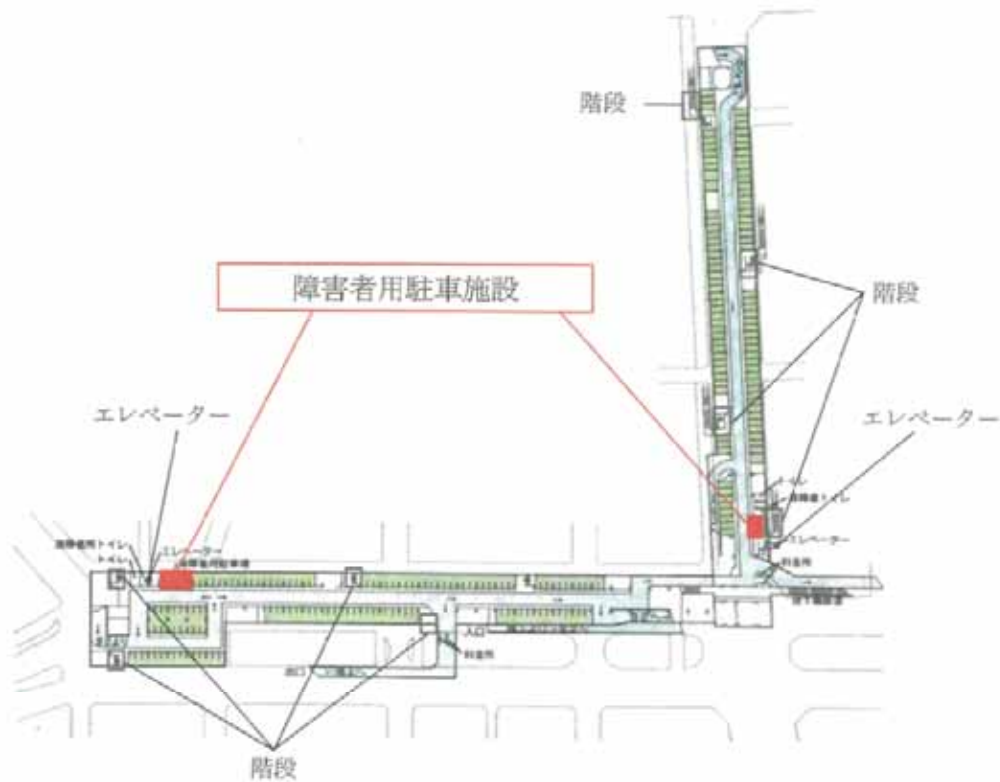


図6-1 駐車場外へ通ずる出入口が複数存在するため障害者用駐車施設を分散配置した例（四日市市くすの木パーキング）

○自動車の交通動線との交錯が極力少なくなる位置に設置した例

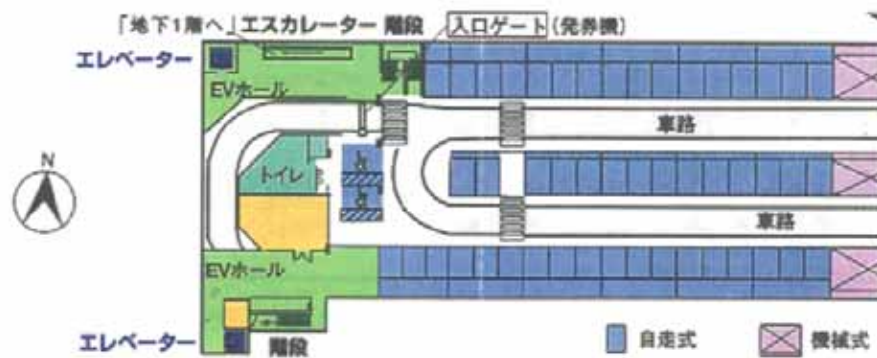


図6-2 自動車との交通動線と交錯せずにEV等にアクセスできる障害者用駐車施設の配置例（福島市平和通り地下駐車場）

(2) 大きさ

障害者用駐車施設の幅は、車体用スペース幅2.1m程度に、高齢者・障害者等が円滑に乗降可能な乗降用スペース幅1.4m以上を加えた、3.5m以上確保するものとする。

なお、乗降用スペースは、車体用スペースの両側に設けることが望ましい。

また、車体用スペースは、上記の幅に加え、車体の大きい福祉車両への対応を考慮した幅にすることや、長さ・高さも対応することが望ましい。

さらに、地表面は、可能な限り平坦とするものとする。

障害者用駐車施設の幅は、特に乗降幅の必要な車いす使用者の乗降が可能となるよう、幅2.1m程度の車体用スペースに、車いす使用者が転換できるとともに介護者が付き添える1.4m以上の乗降用スペース幅を加えた3.5m以上を確保する。

なお、乗降用スペースは、前方・後方からの駐車の場合の乗降及び助手席からの乗降を考慮し、車体用スペースの両側に設けることが望ましい。

車体用スペースは、近年、車体の大きい福祉車両が増加傾向であることを鑑み、上記の幅に加え、福祉車両の大きさを考慮した幅にすることや、長さ・高さも対応することが望ましい。

また、地表面は、段差・勾配があると、車いす使用者の乗降が困難となるため、可能な限り平坦とする必要がある。

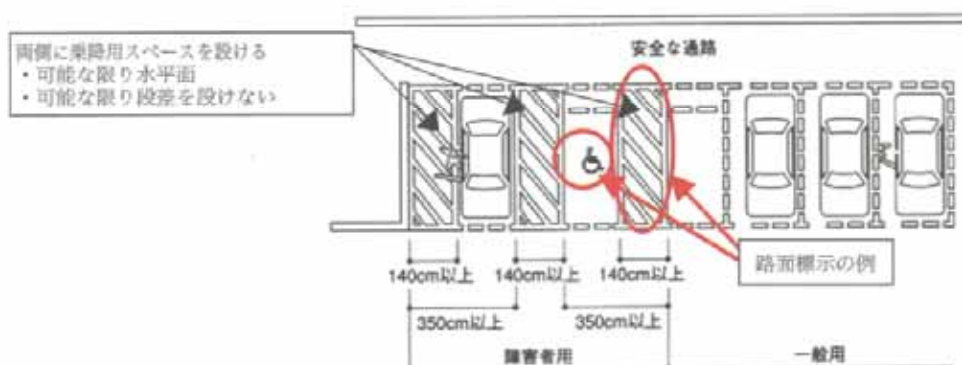


図6-3 障害者用駐車施設の構造例



<障害者用駐車施設>

<車体全長の長い車両に対応した駐車施設>

写真6-1 障害者用駐車施設の例（東名高速道路浜名湖SA）

○参考○福祉車両の諸元

◆福祉車両についてのメーカーヒアリング結果（5社）

車体全長の最高値：5,055mm

後部乗降を行う車両の後方突出幅の最高値：1,850mm

車体の全長+後方突出幅の最高値：6,840mm

車体全高の最高値：2,535mm

注) ただし、この値は最高値であり、実際はこれより小さい車両もある。



写真 6-2 福祉車両の例

○参考○関連するその他の基準

駐車場設計・施工指針 同解説 ((社)日本道路協会 平成4年11月)

第2編 計画編 2.4.1 設計対象車両

駐車場の幾何構造設計の対象とする車両の諸元は、表に示すとおりである。

表 駐車場の幾何構造設計の対象車両 (単位：m)

設計対象車両	長さ	幅員	高さ
軽自動車	3.3	1.4	2.0
小型乗用車	4.7	1.7	2.0
普通乗用車	5.6	2.0	2.1
小型貨物車	6.7	2.2	3.4
大型貨物車およびバス	12.0	2.5	3.8

第2編 計画編 2.4.2 駐車ます

駐車ますの大きさは、設計対象車両に応じて、表に示す値以上とすることを原則とする。

表 駐車ますの大きさ (単位：m)

設計対象車両	長さ	幅員
軽自動車	3.6	2.0
小型乗用車	5.0	2.3
普通乗用車	6.0	2.5
小型貨物車	7.7	3.0
大型貨物車およびバス	13.0	3.3

前後方向のクリアランスは、運転技術の程度、車体の大きさによって必要な値が異なってくるが、一般的には30cm程度を確保しておけばよいとされている。一方、ドアの開閉寸法は50cm~80cmである。したがって、軽自動車、小型乗用車および普通乗用車に対しては、設計

対象車両の寸法に長さ方向に30cm～40cm、幅員に50cm～60cmを加え、貨物車に対しては、それぞれ100cmと80cmを加えた値を駐車ますの大きさとした。

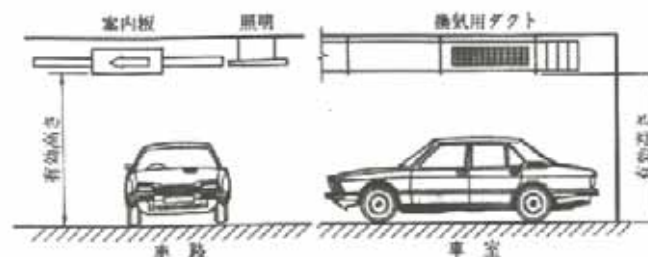
車椅子利用者用駐車ますは、車椅子のための余裕幅員として上記表に示す幅員の値に1m以上を加えるものとするが、普通乗用車のますを対象として1m以上を加えるのが一般的である。

第2編 計画編 2.4.3 天井の有効高さ

天井の有効高さは、設計対象車両に応じて車路では、駐車ますの左欄に示す値以上、車室では右欄に示す値以上とすることを原則とする。

表 天井の有効高さ (単位：m)

設計対象車両	車路	車室
軽自動車	2.3	2.1
小型乗用車	2.3	2.1
普通乗用車	2.4	2.2
小型貨物車	3.7	3.5
大型貨物車およびバス	4.1	3.9



出典：「駐車場設計・施工指針同解説」(社)日本道路協会 1992年11月

(3) 案内表示

障害者用駐車施設には、障害者用駐車施設である旨を、標示板や塗装標示などにより表示するものとする。標示板は、障害者が利用できる施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマーク「国際シンボルマーク」を使用して障害者用の駐車スペースであることを表示するものとする。また、塗装標示は、車体用スペース床面に国際シンボルマーク、乗降用スペース床面に斜線標示を行うものとする。

さらに、自動車駐車場の進入口において当該施設の有無を表示するとともに、進入口から当該施設までの経路において当該施設の案内誘導を行うため、国際シンボルマークに駐車施設であることを標示板等により表示することが望ましい。

なお、標示板は、周辺に自動車が駐車していても確認できる位置に設置するとともに、運転席から判別できる大きさとするものとする。

1) 障害者用駐車施設の表示

障害者用駐車施設には、当該施設の存在を認識できるようにするとともに、一般の利用者の駐車抑制を図るため、障害者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示するものとする。

① 標示板

- ・障害者が利用できる施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマーク「国際シンボルマーク」を使用して障害者用の駐車スペースであることを表示するものとする。
- ・屋内や屋外の夜間における標示板の視認性確保のため、必要に応じて照明等の採用も検討することが望ましい。



図 6-4 障害者用駐車施設の標示板例

<障害者用駐車施設であることを強調して表示した事例>

○中日本高速道路(株)(旧日本道路公団)のサービスエリア等での事例



図 6-5 障害者用駐車施設の標示板の例



写真 6-3 東名高速道路海老名 SA での設置例

※中日本高速道路(株)(旧日本道路公団)では、障害者用駐車施設を示す標示板に加え、上記の標示板を設置している。この標示板は、高速道路における障害者用駐車施設の使われ方に一部問題があるため、一般の人の安易な使用の制限を目的に専用という表現で強調した事例である。

② 塗装標示(図 6-3 参照)

- ・車体用スペース床面に国際シンボルマーク標示を行うものとする。
- ・乗降用スペース床面に斜線標示を行うものとする。

2) 進入口及び経路における案内誘導

自動車駐車場の進入口及び進入口から障害者用駐車施設に至る経路において、必要に応じて、下記の事項について、見やすい方法により表示することが望ましい。

① 障害者用駐車施設の有無

- ・駐車場の進入口において、障害者用駐車施設が設置されていることを認識できるようにするため、必要がある場合は、案内板を設置することが望ましい。

＜駐車場の進入口において障害者用駐車施設の存在を案内した例＞



図6-6 駐車場の進入口において障害者用駐車施設の存在を案内している例

② 障害者用駐車施設の案内誘導

- ・駐車場の進入口から障害者用駐車施設に至る経路において、障害者が円滑に移動できるようにするため、必要に応じて矢印を併記した誘導用標示板を設置することが望ましい。

＜駐車場の進入口から障害者用駐車施設に至る経路における障害者用駐車施設の案内例＞



図6-7 障害者用駐車施設への誘導用標示板例

3) 設置高さ・位置

標示板は周辺に自動車が停車していても確認できる位置に設置するとともに、運転席から判別できる大きさを想定することが望ましい。

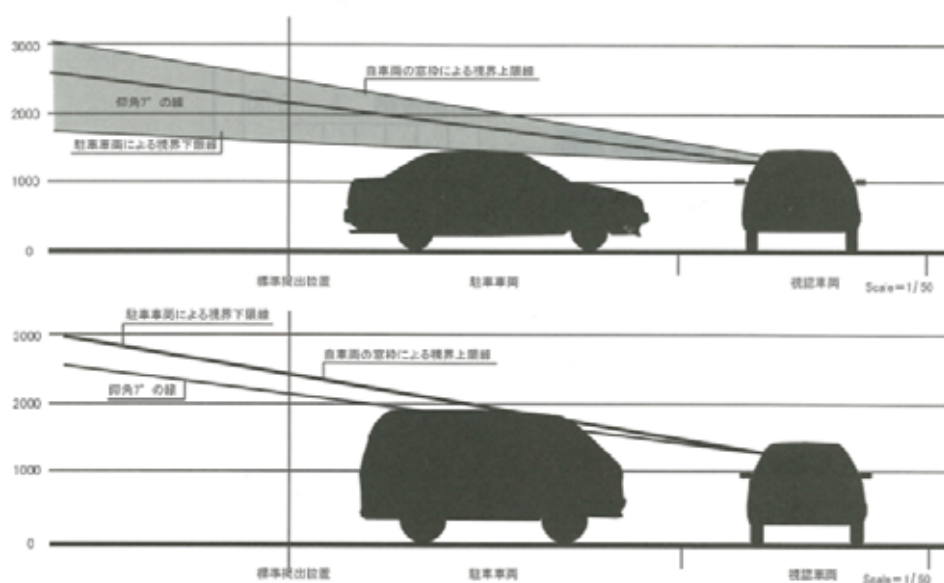
そのため、標示板の高さ・位置については、当該駐車場の対象とする車両及びその配置によって視認条件が異なるため、それらを考慮して、駐車場管理者が判断するものとする。

○参考○案内標示板の高さ・位置

案内標示板の高さ・位置は、下記の点に配慮して案内標示を設置することが望ましい。

ただし、車両等の条件によって適切な高さが異なるため、車両の後部に設置すると標示板が見えなくなるような場合は、駐車ますの前面に設置するなど、設置場所に配慮することが望ましい。

1. 走行中視認しやすい上限線といわれる仰角7°の線との関係
2. 視認車両の視点の高さ（どの程度の車種別を想定するか）
3. 駐車車両の全高による視界下限線（どの程度の車種別を想定するか）
4. 自車両の窓枠や屋根による視界上限線（どの程度の車種別を想定するか）
5. 視認位置から標示板掲出位置までの視距離（どの程度のバリエーションを想定するか）



2-6 駐車場

第七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

二 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

自動車等が高齢者、障害者等の日常的な交通手段となっている状況を踏まえ、都市公園の駐車場のうち1以上に、車いす使用者が円滑に利用できる「車いす使用者用駐車施設」を設ける必要がある。

ただし、大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれもサイドカー付きのものを除く）の駐車のための専用駐車場を設ける場合は、この限りでない。また、駐車場に自動二輪車専用の駐車スペースを設ける場合は、当該施設数は車いす使用者用駐車施設の設置数の算定対象に含まない。ただし、サイドカー付きの自動二輪車はその駐車スペースが250cm相当のため、この場合は車いす使用者用駐車施設の設置数の算定対象に含む。

<ガイドライン>

1) 車いす使用者用駐車施設の設置数

○当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合、駐車台数に1/50を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合は、当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設置する。

駐車場の規模(台)	必要数
～ 50	1
51 ～ 100	2
101 ～ 150	3
151 ～ 200	4
201 ～ 300	5

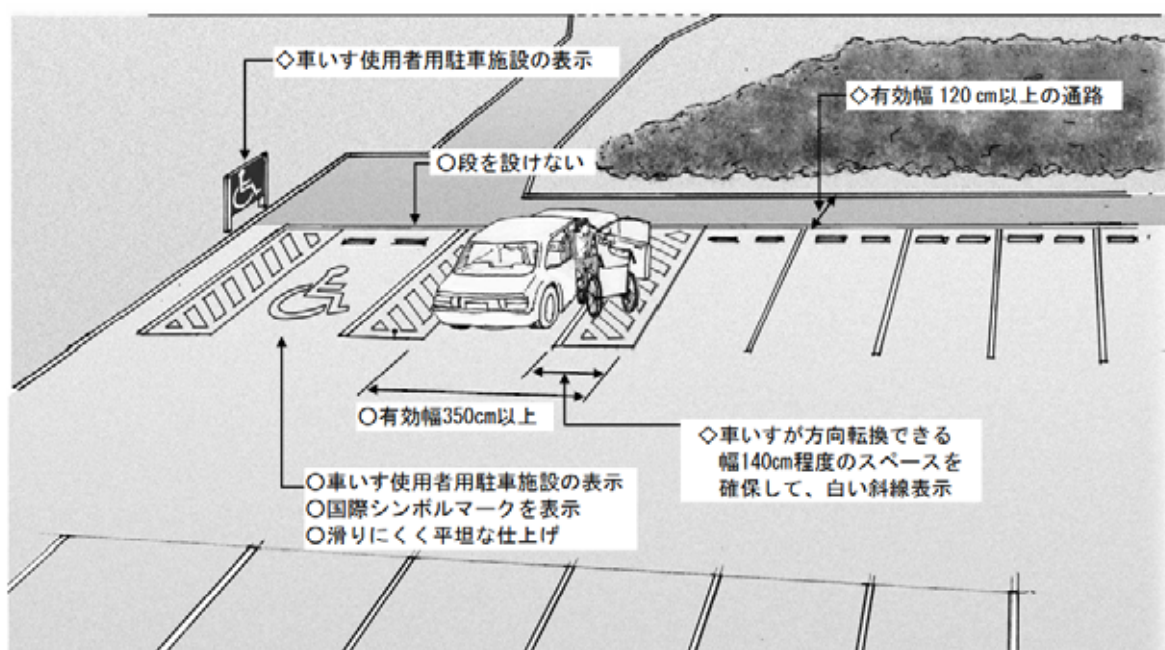
- ◇車いす使用者用駐車施設は、移動等円滑化園路に最も近い位置に設けることが望ましい。
- ◇車いす使用者用駐車施設の後部には、車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう有効幅 120 cm以上の通路を設け、移動等円滑化園路と接続させることが望ましい。

2) 車いす使用者用駐車施設の構造

- 幅は 350cm 以上とする。
- 駐車施設と通路の間には、段を設けない。
- 駐車施設の表面は、滑りにくく平坦な仕上げとする。

3) 車いす使用者用駐車施設の表示

- 車いす使用者用駐車施設は、障害者優先の旨を床面に国際シンボルマークで表示する。
- ◇車いす使用者用駐車施設には、車いすが方向転換できるスペースを幅 350cm の内の幅 140cm 程度を確保し、そのスペースを白い斜線で表示することが望ましい。
- ◇駐車場の出入口付近に公道に向けて、当該駐車場が車いす使用者用駐車施設を備えていることがわかる標識を設置することが望ましい。



参考資料3 東京都駐車場ユニバーサルデザインガイドライン

(平成19年2月)

障害者用駐車スペースの設定

- ・500 m²以上の駐車場には、障害者が運転又は同乗する車両が駐車し、障害者が安全かつ円滑に乗降できる駐車スペースを設ける。
- ・障害者用駐車スペースは、利用者が事前に予約できるシステムを導入することが望ましい。

障害者用駐車スペースの数

- ・障害者用駐車スペースを設ける場合は、東京都の誘導水準に合わせ次の数とする。
 - ・当該自動車駐車場の全駐車スペース数が200以下の場合
全駐車施設×1/50以上
 - ・当該自動車駐車場の全駐車スペース数が200より多い場合
全駐車施設×1/100+2以上
- ・障害者用駐車スペースの利用率に応じて、最低限度の数は確保しながら、可变的に増加できる仕組みを導入することが望ましい。

障害者用スペースの構造

- ・障害者用駐車スペースは、駐車場外へ通じる歩行者(車いす使用者)の出入口に可能な限り近い位置に設ける。
- ・障害者用駐車スペースと歩行者(車いす使用者)の出入口の間の動線は、可能な限り車路を横断しないでもすむように配置する。
- ・障害者用駐車スペースの地表面は、可能な限り平坦とする。

障害者用スペースの大きさ

- ・障害者用駐車スペースは、幅3.5m以上、奥行き6m以上とする。
- ・乗降用スペースは、車体用スペースの両側に設けることが望ましい。
- ・障害者用駐車スペースのうち、1以上について奥行き8m以上を確保することが望ましい。ただし、奥行き8m以上を確保することが困難な場合には、停車用スペースとして設置することが望ましい。また、駐車スペースに安全かつ入庫しやすくなるよう配置等にも配慮することが望ましい。

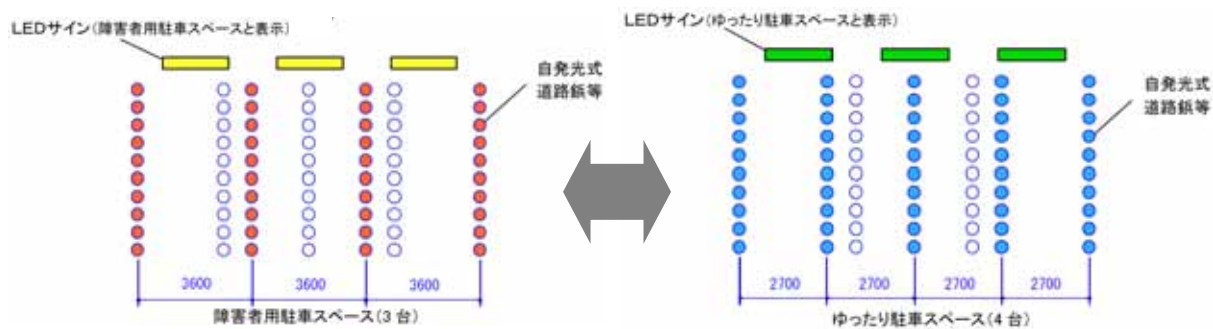
障害者用スペースの案内表示

- ・障害者用駐車スペースには、障害者駐車場である旨を、標示板や塗装標示などにより表示する。標示板は、障害者を示す国際シンボルマークを使用して障害者用の駐車スペースであることを表示する。塗装標示は、車体用スペース床面に国際シンボルマーク、乗降用スペース床面に斜線標示を行う。
- ・場内進入口等において障害者用駐車スペースの位置、経路、大きさ、サービス内容をわかりやすく示す案内誘導標示を設ける。
- ・障害者用駐車スペースの満空状況を、入庫前に確認できるようにすることが望ましい。
- ・進入口から障害者用駐車スペースまでの経路において案内誘導を行うため、国際シンボルマークを使用して標示板などによって表示することが望ましい。

- ・ 障害者駐車スペースの案内誘導用の標示板は、周辺に自動車が駐車していても確認できる位置に配置するとともに、運転席から判別できる大きさとするものとする。

可変式区画線による駐車スペースの運用

当該ガイドラインでは、障害者等用駐車スペースの数を可变的に増やすことのできるシステムとして、区画線をLED表示などによって障害者等用駐車区画(幅3.6m)とゆったり駐車スペース(幅2.7m)に適宜変更できるようにすることが望ましいとしている。



参考資料4 パーキングパーミット制度を導入した地方公共団体別の協力施設、利用対象者の一覧

表 1-5-1 パーキングパーミット制度を導入した地方公共団体別の協力施設、利用対象者の詳細

	岩手県		山形県		福島県		栃木県		群馬県	
	ひとにやさしい駐車場利用証制度		身体障害者等駐車施設利用証制度		おもいやり駐車場利用制度		おもいやり駐車場スペースつぎつぎ事業		思いやり駐車場利用制度	
自治体基礎データ	面積 15,278.89	人口 1,340,852	面積 9,323.46	人口 1,179,964	面積 13,782.75	人口 2,042,816	面積 6,408.28	人口 2,010,732	面積 6,363.16	人口 2,006,903
導入時期	H.22.3.31		H.19.6		H.21.7.1		H.20.9.1		H.21.8.3	
協力施設数(指定駐車施設)	大型スーパーマーケット・ホームセン 100 飲食店 2 コンビニエンスストア・ドラッグストア 2 その他商業施設 2 医療・福祉施設 69 官公庁・公共施設 87 駅・空港・道の駅(港) 8 銀行・郵便局 1 観光施設・宿泊施設 9 スポーツ施設・公園 28 駐車場 2	大型スーパーマーケット・ホームセン 100 飲食店 2 コンビニエンスストア・ドラッグストア 2 その他商業施設 2 医療・福祉施設 69 官公庁・公共施設 87 駅・空港・道の駅(港) 8 銀行・郵便局 1 観光施設・宿泊施設 9 スポーツ施設・公園 28 駐車場 2	大型スーパーマーケット・ホームセン 80 飲食店 5 コンビニエンスストア・ドラッグストア 4 その他商業施設 30 医療・福祉施設 65 官公庁・公共施設 302 駅・空港・道の駅(港) 12 銀行・郵便局 39 観光施設・宿泊施設 25 スポーツ施設・公園 40 駐車場 14	大型スーパーマーケット・ホームセン 280 飲食店 12 コンビニエンスストア・ドラッグストア 44 その他商業施設 69 医療・福祉施設 233 官公庁・公共施設 271 駅・空港・道の駅(港) 26 銀行・郵便局 26 観光施設・宿泊施設 50 スポーツ施設・公園 56 駐車場 4	大型スーパーマーケット・ホームセン 13 飲食店 1 コンビニエンスストア・ドラッグストア 1 その他商業施設 1 医療・福祉施設 50 官公庁・公共施設 117 駅・空港・道の駅(港) 2 銀行・郵便局 7 観光施設・宿泊施設 12 スポーツ施設・公園 24 駐車場 7					
利用対象者及び対象者数	視覚障害(1~4級) 聴覚障害(2, 3級) 平衡機能障害(3, 5級) 上肢不自由(1, 2級) 下肢不自由(1~6級) 体幹不自由(1~3, 5級) 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 心臓機能障害(4級以上) じん臓機能障害(1, 3, 4級) 呼吸器機能障害(1, 3, 4級) ぼうこう又は直腸の機能障害(1, 3, 4級) 小腸機能障害(1, 3, 4級) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(1~4級) 肝臓機能障害(1~4級) 高齢者(要介護度1~5) 知的障害(療育手帳障害程度欄A) 精神障害者(1級) 特定疾患医療受給者 妊産婦(出産予定日前後1~2週間以内) けがによる車いす、杖使用者	視覚障害(4級以上) 聴覚障害(5級以上) 平衡機能障害(5級以上) 上肢不自由(2級以上) 下肢不自由(6級以上) 体幹不自由(5級以上) 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 心臓機能障害(4級以上) じん臓機能障害(4級以上) 呼吸器機能障害(4級以上) ぼうこう又は直腸の機能障害(4級以上) 小腸機能障害(4級以上) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(4級以上) 肝臓機能障害(4級以上) 高齢者(要介護度1以上) 知的障害(療育手帳障害程度欄A) 精神障害者(1級) 特定疾患医療受給者(一部を除く) 妊産婦(妊娠7ヶ月~産後3ヶ月) けがによる車いす、杖使用者	視覚障害(4級以上) 聴覚障害(5級以上) 平衡機能障害(5級以上) 上肢不自由(2級以上) 下肢不自由(6級以上) 体幹不自由(5級以上) 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 心臓機能障害(4級以上) じん臓機能障害(4級以上) 呼吸器機能障害(4級以上) ぼうこう又は直腸の機能障害(4級以上) 小腸機能障害(4級以上) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(4級以上) 肝臓機能障害(4級以上) 高齢者(要介護度1以上) 知的障害(療育手帳障害程度欄A) 精神障害者(1級) 特定疾患医療受給者(一部を除く) 妊産婦(妊娠7ヶ月~産後3ヶ月) けがによる車いす、杖使用者	視覚障害(4級以上) 聴覚障害(5級以上) 平衡機能障害(5級以上) 上肢不自由(2級以上) 下肢不自由(6級以上) 体幹不自由(5級以上) 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 心臓機能障害(4級以上) じん臓機能障害(4級以上) 呼吸器機能障害(4級以上) ぼうこう又は直腸の機能障害(4級以上) 小腸機能障害(4級以上) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(4級以上) 肝臓機能障害(4級以上) 高齢者(要介護度1以上) 知的障害(療育手帳障害程度欄A) 精神障害者(1級) 特定疾患医療受給者(一部を除く) 妊産婦(妊娠7ヶ月~産後3ヶ月) けがによる車いす、杖使用者	視覚障害(1~4級) 聴覚障害(2, 3級) 平衡機能障害(3, 5級) 上肢不自由(1, 2級) 下肢不自由(1~6級) 体幹不自由(1~3, 5級) 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 心臓機能障害(1, 3, 4級) じん臓機能障害(1, 3, 4級) 呼吸器機能障害(1, 3, 4級) ぼうこう又は直腸の機能障害(1, 3, 4級) 小腸機能障害(1, 3, 4級) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(1~4級) 肝臓機能障害(1級) 知的障害(療育手帳障害程度欄A) 精神障害者(1級) 高齢者(要介護度1以上) 特定疾患医療受給者 妊産婦(妊娠7ヶ月~産後3ヶ月) けがによる車いす、杖使用者					
その他	H.21.8.3より福島県、栃木県、群馬県との間で利用証の相互利用が実施されている。									

	福井県		島根県		鳥取県		兵庫県相生市	
	ハートフル専用パーキング利用証制度		思いやり駐車場		ハートフル駐車場利用証制度		相生市障害者等専用駐車場適正利用促進事業	
自治体基礎データ	面積 4,189.59	人口 808,589	面積 6,707.86	人口 720,112	面積 3,507.28	人口 588,418	面積 90.45	人口 31,617
導入時期	H.19.10.30						H.20.10.20	
協力施設数(指定駐車施設)	大型スーパーマーケット・ホームセン 131 飲食店 1 コンビニエンスストア・ドラッグストア 58 その他商業施設 1 医療・福祉施設 239 官公庁・公共施設 232 駅・空港・道の駅(港) 1 銀行・郵便局 48 観光施設・宿泊施設 121 スポーツ施設・公園 28 駐車場 7	大型スーパーマーケット・ホームセン 131 飲食店 1 コンビニエンスストア・ドラッグストア 58 その他商業施設 1 医療・福祉施設 239 官公庁・公共施設 232 駅・空港・道の駅(港) 1 銀行・郵便局 48 観光施設・宿泊施設 121 スポーツ施設・公園 28 駐車場 7	大型スーパーマーケット・ホームセン 23 飲食店 4 コンビニエンスストア・ドラッグストア 15 その他商業施設 9 医療・福祉施設 50 官公庁・公共施設 90 駅・空港・道の駅(港) 8 銀行・郵便局 26 観光施設・宿泊施設 33 スポーツ施設・公園 20 駐車場 7	大型スーパーマーケット・ホームセン 19 飲食店 4 コンビニエンスストア・ドラッグストア 5 その他商業施設 9 医療・福祉施設 87 官公庁・公共施設 133 駅・空港・道の駅(港) 1 銀行・郵便局 2 観光施設・宿泊施設 19 スポーツ施設・公園 19 駐車場 6				
利用対象者及び対象者数	視覚障害(4級以上) 聴覚障害(2, 3級) 平衡機能障害(3, 5級) 上肢不自由(2級以上) 下肢不自由(6級以上) 体幹不自由(5級以上) 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 心臓機能障害(4級以上) じん臓機能障害(4級以上) 呼吸器機能障害(4級以上) ぼうこう又は直腸の機能障害(4級以上) 小腸機能障害(4級以上) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(4級以上) 肝臓機能障害(4級以上) 知的障害(療育手帳障害程度欄A) 高齢者(要介護度1以上) 特定疾患医療受給者 妊産婦(母子手帳取得時~産後6ヶ月) けがによる車いす、杖使用者	視覚障害(1~4級) 聴覚障害(2, 3級) 平衡機能障害(3, 5級) 上肢不自由(1, 2級) 下肢不自由(1~6級) 体幹不自由(5級以上) 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 心臓機能障害(1, 3, 4級) じん臓機能障害(1, 3, 4級) 呼吸器機能障害(1, 3, 4級) ぼうこう又は直腸の機能障害(1, 3, 4級) 小腸機能障害(1, 3, 4級) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(1~4級) 肝臓機能障害(1~4級) 知的障害(療育手帳障害程度欄A) 精神障害者(1級) 特定疾患医療受給者 妊産婦(母子手帳取得時~産後6ヶ月) けがによる車いす、杖使用者	視覚障害(1~4級) 聴覚障害(2, 3級) 平衡機能障害(3, 5級) 上肢不自由(1, 2級) 下肢不自由(1~6級) 体幹不自由(5級以上) 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 心臓機能障害(1, 3, 4級) じん臓機能障害(1, 3, 4級) 呼吸器機能障害(1, 3, 4級) ぼうこう又は直腸の機能障害(1, 3, 4級) 小腸機能障害(1, 3, 4級) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(1~4級) 肝臓機能障害(1~4級) 知的障害(療育手帳障害程度欄A) 精神障害者(1級) 発達障害者(歩行に介助者が必要な方) 高齢者(要介護度1以上、要支援1~2) 特定疾患医療受給者 妊産婦(妊娠7ヶ月~産後1年半、1歳6ヶ月未満の子どもの母) けがによる車いす、杖使用者	視覚障害(1~4級) 聴覚障害(2, 3級) 平衡機能障害(3級) 上肢不自由(1, 2級) 下肢不自由(1~4級) 体幹不自由(1~3級以上) 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 心臓機能障害(1, 3, 4級) じん臓機能障害(1, 3, 4級) 呼吸器機能障害(1, 3, 4級) ぼうこう又は直腸の機能障害(1, 3, 4級) 小腸機能障害(1, 3, 4級) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(1~4級) 肝臓機能障害(1~4級) 知的障害(療育手帳障害程度欄A) 精神障害者(1級) 色索性乾皮症の方、特定疾患医療受給者 高齢者(要介護度2以上)				
その他								

表 1-5-2 パーキングパーミット制度を導入した地方公共団体別の協力施設、利用対象者の詳細

	岡山県 「ほっとパーキングおがやま」駐車場利用証制度	山口県 やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度	徳島県 島県身体障害者等専用駐車場利用証(パーキングパーミット)制度	愛媛県 愛媛県パーキングパーミット制度(身体障害者等専用駐車場利用証)制度	長崎県 長崎県パーキングパーミット(身体障害者等専用駐車場利用証)制度
自治体基礎データ	面積 7,113.21 人口 1,943,655	面積 6,113.89 人口 1,456,800	面積 4,146.67 人口 789,269	面積 5,678.00 人口 1,437,549	面積 4,105.05 人口 1,432,236
導入時期	H22.12.1	H22.8.1	H21.7.1	H22.7.1	H19.8.1
協力施設数(指定駐車施設)	大型スーパーマーケット・ホームセン 163 飲食店 2 コンビニエンスストア・ドラッグストア 22 その他商業施設 1 医療・福祉施設 109 官公庁・公共施設 215 駅・空港・道の駅(港) 1 銀行・郵便局 1 観光施設・宿泊施設 45 スポーツ施設・公園 14 駐車場 5	大型スーパーマーケット・ホームセン 163 飲食店 2 コンビニエンスストア・ドラッグストア 22 その他商業施設 1 医療・福祉施設 98 官公庁・公共施設 453 駅・空港・道の駅(港) 11 銀行・郵便局 26 観光施設・宿泊施設 12 スポーツ施設・公園 66 駐車場 18	大型スーパーマーケット・ホームセン 62 飲食店 4 コンビニエンスストア・ドラッグストア 2 その他商業施設 1 医療・福祉施設 98 官公庁・公共施設 218 駅・空港・道の駅(港) 11 銀行・郵便局 26 観光施設・宿泊施設 12 スポーツ施設・公園 29 駐車場 6	大型スーパーマーケット・ホームセン 120 飲食店 2 コンビニエンスストア・ドラッグストア 2 その他商業施設 1 医療・福祉施設 73 官公庁・公共施設 228 駅・空港・道の駅(港) 1 銀行・郵便局 55 観光施設・宿泊施設 118 スポーツ施設・公園 34 駐車場 10	大型スーパーマーケット・ホームセン 63 飲食店 3 コンビニエンスストア・ドラッグストア 54 その他商業施設 19 医療・福祉施設 222 官公庁・公共施設 219 駅・空港・道の駅(港) 4 銀行・郵便局 37 観光施設・宿泊施設 23 スポーツ施設・公園 36 駐車場 4
利用対象者及び対象者数	視覚障害(1～4級) 聴覚障害 平衡機能障害(3、5級) 上肢不自由(1、2級) 下肢不自由(1～6級) 体幹不自由(1～3、5級) 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 心臓機能障害(1、3、4級) じん臓機能障害(1、3、4級) 呼吸器機能障害(1、3、4級) ぼうこう又は直腸の機能障害(1、3、4級) 小腸機能障害(1、3、4級) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(1～4級) 肝臓機能障害(1～4級) 腎臓機能障害(1～5級) 高齢者(要介護1～5) 知的障害(療育手帳障害程度欄A) 精神障害者(1級) 特定疾患医療受給者 妊産婦(妊娠7ヶ月～産後1年、産後は乳児同乗の場合のみ) けがによる車いす、杖使用者	視覚障害(1～4級) 聴覚障害(2、3級) 平衡機能障害(3、5級) 上肢不自由(1～4級) 下肢不自由(1～6級) 体幹不自由(1～3、5級) 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 心臓機能障害(1、3、4級) じん臓機能障害(1、3、4級) 呼吸器機能障害(1、3、4級) ぼうこう又は直腸の機能障害(1、3、4級) 小腸機能障害(1、3、4級) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(1～4級) 肝臓機能障害(1～4級) 腎臓機能障害(1～5級) 高齢者(要介護1～5) 知的障害(療育手帳障害程度欄A) 精神障害者(1級) 特定疾患医療受給者 妊産婦(妊娠7ヶ月～産後1年、産後は乳児同乗の場合のみ) けがによる車いす、杖使用者	視覚障害(4級以上) 聴覚障害(3級以上) 平衡機能障害(5級以上) 音声言語機能障害 上肢不自由(4級以上) 下肢不自由(6級以上) 体幹不自由(6級以上) 脳原 上肢機能(2級以上) 移動機能(6級以上) 心臓機能障害(4級以上) じん臓機能障害(4級以上) 呼吸器機能障害(4級以上) ぼうこう又は直腸の機能障害(4級以上) 小腸機能障害(4級以上) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(4級以上) 肝臓機能障害(4級以上) 腎臓機能障害(4級以上) 高齢者(要介護1以上) 知的障害(重度A) 精神障害者(1級) 特定疾患医療受給者 妊産婦(妊娠7ヶ月～産後1年) けがによる車いす、杖使用者	視覚障害(4級以上) 聴覚障害(3級以上) 平衡機能障害(5級以上) 音声言語機能障害 上肢不自由(4級以上) 下肢不自由(6級以上) 体幹不自由(6級以上) 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 心臓機能障害(4級以上) じん臓機能障害(4級以上) 呼吸器機能障害(4級以上) ぼうこう又は直腸の機能障害(4級以上) 小腸機能障害(4級以上) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(4級以上) 肝臓機能障害(4級以上) 腎臓機能障害(4級以上) 高齢者(要介護1以上) 知的障害(重度A) 精神障害者(1級) 特定疾患医療受給者 妊産婦(妊娠7ヶ月～産後1年) けがによる車いす、杖使用者	視覚障害(3級、5級) 聴覚障害 平衡機能障害(3級、5級) 上肢不自由(1、2級) 下肢不自由(1～2級) 体幹不自由(1～5級) 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 脳原性 上肢機能(2級以上) 移動機能(6級以上) 心臓機能障害(4級以上) じん臓機能障害(4級以上) 呼吸器機能障害(4級以上) ぼうこう又は直腸の機能障害(4級以上) 小腸機能障害(4級以上) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(4級以上) 肝臓機能障害(4級以上) 腎臓機能障害(4級以上) 高齢者(要介護1以上) 知的障害(療育手帳の障害程度欄A) 特定疾患医療受給者 妊産婦(妊娠7ヶ月～産後3ヶ月) けがによる車いす、杖使用者
その他	診断書等により、駐車場の利用に配慮が必要と認められる方	診断書等により、駐車場の利用に配慮が必要と認められる方	診断書等により、駐車場の利用に配慮が必要と認められる方	診断書等により、駐車場の利用に配慮が必要と認められる方	パーキングパーミット(利用証)を持っている方が同乗している場合も、利用証を車内に掲示して停めることが可能

	熊本県 熊本県ハートフルバス制度	佐賀県 佐賀県パーキングパーミット制度	鹿児島県 鹿児島県身体障害者専用駐車場利用証制度	茨城県 茨城県神栖市 パーキングパーミット制度	埼玉県 埼玉県川口市 川口市おもしろいやり駐車場制度
自治体基礎データ	面積 7,405.84 人口 1,815,985	面積 2,439.65 人口 852,825	面積 9,188.74 人口 1,711,746	面積 147.26 人口 92,557	面積 55.75 人口 517,171
導入時期	H20.1.31	H18.7.29	H21.11.1	H20.2.1	H22.1.4
協力施設数(指定駐車施設)	大型スーパーマーケット・ホームセン 133 飲食店 2 コンビニエンスストア・ドラッグストア 20 その他商業施設 179 医療・福祉施設 357 官公庁・公共施設 21 駅・空港・道の駅(港) 57 銀行・郵便局 75 観光施設・宿泊施設 41 スポーツ施設・公園 14 駐車場 6	大型スーパーマーケット・ホームセン 245 飲食店 34 コンビニエンスストア・ドラッグストア 130 その他商業施設 150 医療・福祉施設 309 官公庁・公共施設 371 駅・空港・道の駅(港) 17 銀行・郵便局 79 観光施設・宿泊施設 64 スポーツ施設・公園 55 駐車場 6	大型スーパーマーケット・ホームセン 201 飲食店 18 コンビニエンスストア・ドラッグストア 130 その他商業施設 33 医療・福祉施設 179 官公庁・公共施設 335 駅・空港・道の駅(港) 25 銀行・郵便局 42 観光施設・宿泊施設 100 スポーツ施設・公園 57 駐車場 6	大型スーパーマーケット・ホームセン 13 飲食店 5 コンビニエンスストア・ドラッグストア 4 その他商業施設 1 医療・福祉施設 13 官公庁・公共施設 16 駅・空港・道の駅(港) 3 銀行・郵便局 3 観光施設・宿泊施設 4 スポーツ施設・公園 7 駐車場 1	大型スーパーマーケット・ホームセン 24 飲食店 5 コンビニエンスストア・ドラッグストア 4 その他商業施設 1 医療・福祉施設 13 官公庁・公共施設 28 駅・空港・道の駅(港) 3 銀行・郵便局 3 観光施設・宿泊施設 4 スポーツ施設・公園 7 駐車場 1
利用対象者及び対象者数	視覚障害(4級以上) 聴覚障害 平衡機能障害(5級以上) 音声機能、言語機能障害または、そしゃく機能障害 上肢不自由(2級以上) 下肢不自由(6級以上) 体幹不自由(5級以上) 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 心臓機能障害(4級以上) じん臓機能障害(4級以上) 呼吸器機能障害(4級以上) ぼうこう又は直腸の機能障害(4級以上) 小腸機能障害(4級以上) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(4級以上) 肝臓機能障害(4級以上) 腎臓機能障害(4級以上) 高齢者(要介護1以上) 知的障害(療育手帳障害程度欄A) 精神障害者(1級) 特定疾患医療受給者 妊産婦(妊娠7ヶ月～産後3ヶ月) けがによる車いす、杖使用者	視覚障害(4級以上) 聴覚障害 平衡機能障害(5級以上) 音声言語機能障害 上肢不自由(2級以上) 下肢不自由(6級以上) 体幹不自由(5級以上) 脳原 上肢機能(2級以上) 移動機能(6級以上) 心臓機能障害(4級以上) じん臓機能障害(4級以上) 呼吸器機能障害(4級以上) ぼうこう又は直腸の機能障害(4級以上) 小腸機能障害(4級以上) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(4級以上) 肝臓機能障害(4級以上) 腎臓機能障害(4級以上) 高齢者(要介護1以上) 知的障害(療育手帳障害程度欄A) 精神障害者(1級) 特定疾患医療受給者 妊産婦(妊娠7ヶ月～産後3ヶ月) けがによる車いす、杖使用者	視覚障害(4級以上) 聴覚障害(3級以上) 平衡機能障害(5級以上) 音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害 上肢不自由(2級以上) 下肢不自由(6級以上) 体幹不自由(3級以上) 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 心臓機能障害(4級以上) じん臓機能障害(4級以上) 呼吸器機能障害(4級以上) ぼうこう又は直腸の機能障害(4級以上) 小腸機能障害(4級以上) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(4級以上) 肝臓機能障害(4級以上) 腎臓機能障害(4級以上) 高齢者(要介護1以上) 知的障害(重度A) 精神障害者(1級) 特定疾患医療受給者 妊産婦(妊娠7ヶ月～産後3ヶ月) けがによる車いす、杖使用者	視覚障害(1級から3級、4級の1) 聴覚障害(2、3級) 平衡機能障害(3級) 上肢不自由(1級、2級の1、2級の2) 下肢不自由(1～4級) 体幹不自由(1～3級) 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 心臓機能障害(1級及び3級) じん臓機能障害(1級及び3級) 呼吸器機能障害(1級及び3級) ぼうこう又は直腸の機能障害(1級及び3級) 小腸機能障害(1級及び3級) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(1級～3級) 知的障害(A、A) 精神障害者(1級) 特定疾患医療受給者 妊産婦(妊娠7ヶ月～産後3ヶ月) けがによる車いす、杖使用者	視覚障害(1～3級、4級の1) 聴覚障害(2、3級) 平衡機能障害(3級以上) 上肢不自由(1級、2級の1、2級の2) 下肢不自由(1～6級) 体幹不自由(1～3級) 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 心臓機能障害(4級以上) じん臓機能障害(4級以上) 呼吸器機能障害(4級以上) ぼうこう又は直腸の機能障害(4級以上) 小腸機能障害(4級以上) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(4級以上) 肝臓機能障害(4級以上) 腎臓機能障害(4級以上) 高齢者(要介護2以上) 知的障害(A) 精神障害者(1級) 特定疾患医療受給者 妊産婦(妊娠7ヶ月～産後3ヶ月) けがによる車いす、杖使用者
その他		H22.1.20よりラフマツ運動を開始。車いす使用者以外の利用対象者のための駐車スペースを確保し、利便性向上を図っている。		・身体に障害がある方で歩行困難な方(駐車禁止除外指定車種車交付対象者に準ずる) ・ケガ人(車いす、杖等を使用する方に限る。) ・妊産婦(歩行困難時から出産までの期間内にある方に限る。) ・高齢者で歩行困難な方(介護認定対象者に準ずる) ・難病等による歩行困難な方	下肢不自由の5、6級で歩行能力が1km未満の場合は診断書があれば利用可能

参考資料5 佐賀県、福島県、川口市における関連調査結果（抜粋）

1. 佐賀県

(1) 佐賀大学清田教授の研究

身障者用駐車施設の利用実態調査

調査概要

本調査は、パーキング・パーミット制度実施以前 実施2年後の利用実態を、対象駐車場の観測調査により把握したものである。

表 調査の概要

調査場所	実施以前の調査：ゆめタウン久留米 実施後の調査：イオンショッピングセンター大和
調査日時	実施2年後の調査 2008年9月7日(日) 10:00～18:00
調査内容	障害者用駐車場の利用状況、運転者や同乗者の障害の程度、降車に要した時間、駐車時間、パーキング・パーミット利用証や身体障害者手帳等の提示状況、広いスペースの必要性等について、利用者に気付かれないよう観測調査を実施した。

調査結果分析

利用者数及び割合の変遷

このスペースを最も必要とする重度の障害者の利用率は減少傾向にあるが、反面、軽度の障害者の利用は増加傾向にある。

一方、障害のない人の不適正な利用については、制度を導入していないゆめタウン久留米と比較すると制度導入のイオンショッピングセンター大和では割合が低いことから、制度導入時に不適正利用防止の効果が現れ、その状態が持続しているとみなすことが出来る。

表 実態調査による身体障害者用駐車場の利用者数及び割合

利用者の区分	利用者数および割合											
	ゆめタウン久留米(PPを未導入)				イオンショッピングセンター大和(PPを導入)							
	警備員がいない場合		警備員がいる場合		3ヵ月後		1年後		2年後		プラスワン後	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
重度の障害者	10	14.9	9	18.4	11	24.4	11	16.7	7	14.0	11	19.3
・車いす使用者	9	13.4	9	18.4	7	15.6	10	15.2	6	12.0	11	19.3
・松葉杖使用者	1	1.5	0	0.0	4	8.9	1	1.5	1	2.0	0	0.0
軽度の障害者	25	37.3	11	22.4	20	44.4	26	39.4	30	60.0	33	57.9
・軽い歩行障害者	9	13.4	4	8.2	9	20.0	14	21.2	12	24.0	10	17.5
・その他の障害者	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0	2	4.0	2	3.5
・妊産婦	7	10.4	2	4.1	2	4.4	5	7.6	9	18.0	12	21.1
・一時的に怪我をした人	0	0.0	1	2.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
・高齢者	9	13.4	4	8.2	8	17.8	7	10.6	7	14.0	9	15.8
健全者に見える人	1	1.5	5	10.2	5	11.1	11	16.7	5	10.0	5	8.8
健全者	31	46.3	24	49.0	9	20.0	18	27.3	8	16.0	8	14.0
合計	67		49		45		66		50		57	

利用証の提示割合は、制度導入から増加している

利用証の提示状況は、着実な増加を見せており、2年後には40.0%が、プラスワン導入後には54.4%が利用証の提示をしている。しかし、障害者手帳等については、2年後まで増加したが、プラスワンの導入後に減少している。

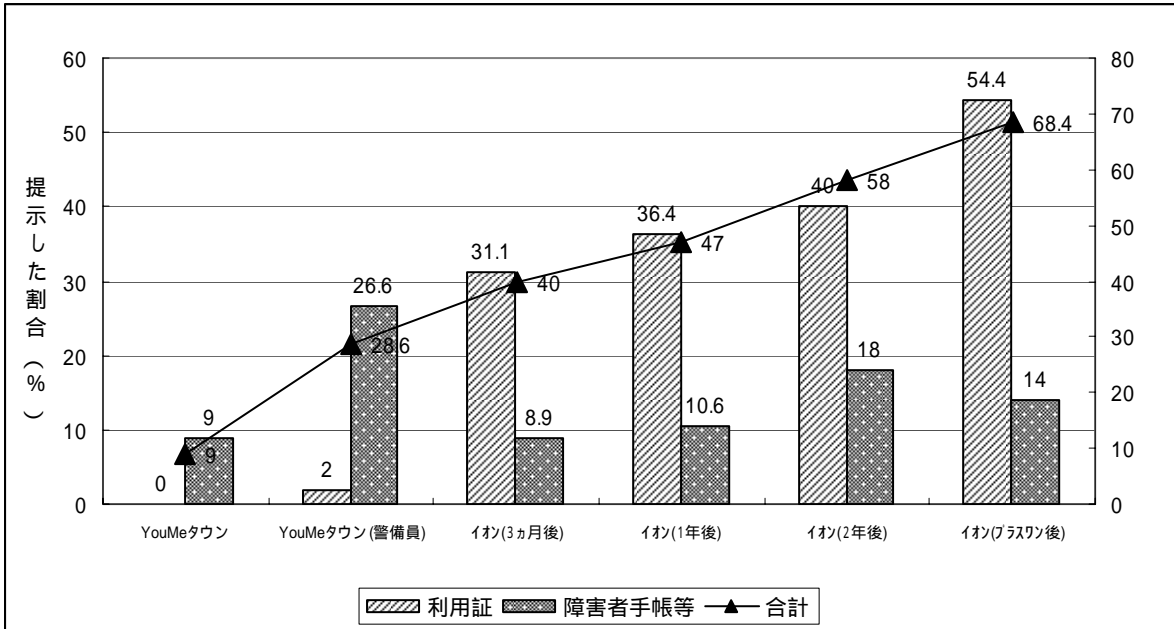


図 実態調査による利用証等の提示状況

利用者アンケート調査による制度の評価

調査概要

本調査は、車いす使用者や松葉杖使用者などの重度の障害者を対象にして、パーキング・パーミット制度の評価についてアンケート調査で把握したものである。

表 調査の概要

調査期間	平成 21 年 1 月 18 日～ 2 月 13 日
調査対象	佐賀県身体障害者団体連合会及び佐賀市役所を訪れた車いす使用者や松葉杖使用者等の重度の障害者（連合会 50 票、佐賀市役所 30 票を配布。49 票回収）
調査内容	パーキング・パーミット制度導入の効果などについて、記入式によるアンケート調査を実施した。

調査結果分析

身体障害者用駐車施設の重要度

利用対象者である車いす使用者及び松葉杖使用者は8割前後の回答者が施設を選択するにあたって、障害者用駐車施設は「最も重要である」としている。

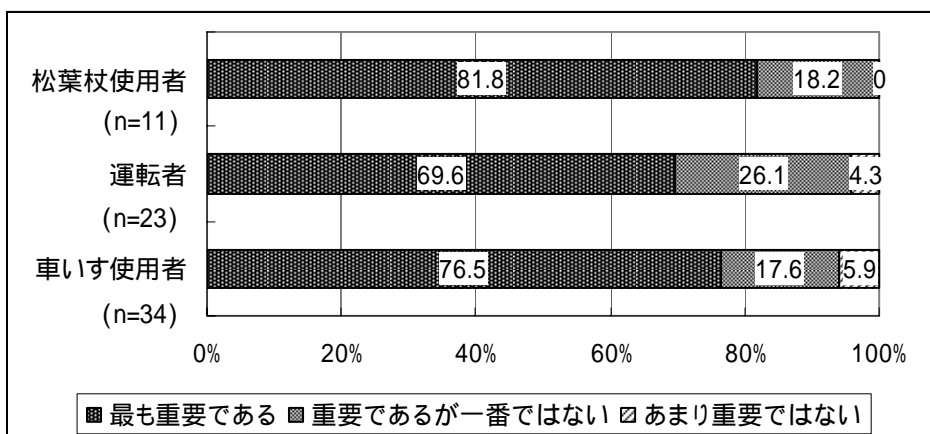


図 利用できる身体障害者用駐車施設が整備されているかどうかは、施設を選択するにあたってどの程度重要であるか

パーキング・パーミット制度による効果

制度導入後、「駐車しやすくなった」と回答したのは、16～18%程度であり、車いす使用者及び運転者は、4割前後の回答者が「かえって駐車しにくくなった」としている。

また、駐車しにくくなった理由としては、車いす使用者及び運転者の約9割が「妊産婦や軽度の障害者が増えた」としている。

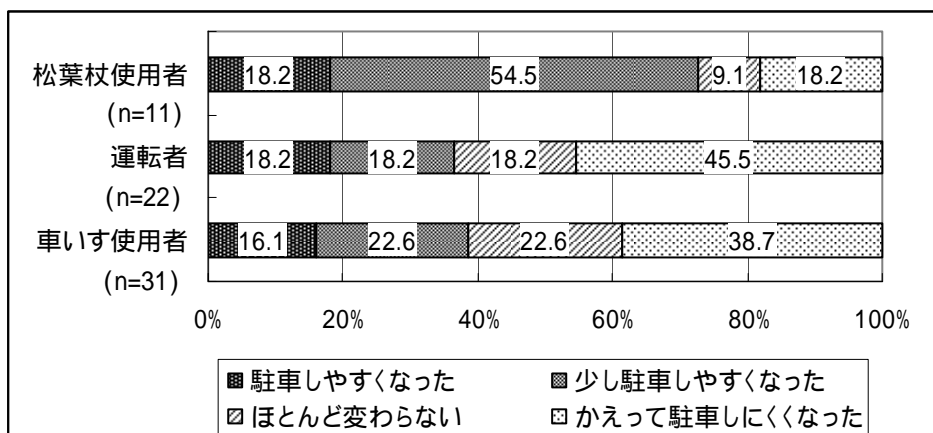


図 パーキング・パーミット制度が始まって、身体障害者用駐車場に駐車しやすくなったか

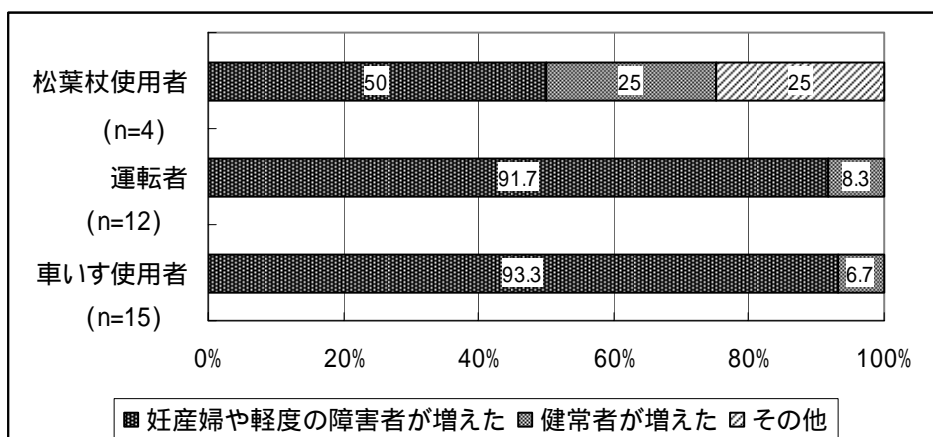


図 「かえって駐車しにくくなった」と回答した理由

(2) 佐賀県の利用者等アンケート調査

調査概要

本調査は、パーキング・パーミット制度実施による効果等についてアンケート調査により利用者及び協力施設管理者の意向を把握したものである。

表 調査の概要

	平成 18 年度調査	平成 20 年度調査
調査期間	H.19.3.6 ~ 3.20	H.21.3.2 ~ 4.20
調査対象	利用証交付者 1,000 人 協力施設 368 施設	利用証交付者 1,000 人 (5年:900人、1年未満:100人) 協力施設 500 施設
調査方法	郵送	郵送
回収結果	利用証交付者 704 人 協力施設 133 施設	利用証交付者 669 人 (5年:600人、1年未満:69人) 協力施設 230 施設

調査結果分析

障害者用駐車場の利用状況

利用証交付者の利用状況としては、約7割が「空いているときはいつもとめている」と回答しているが、「条件によってとめている」「ほとんどとめていない」を合わせると平成20年度調査で13.7%となっている。

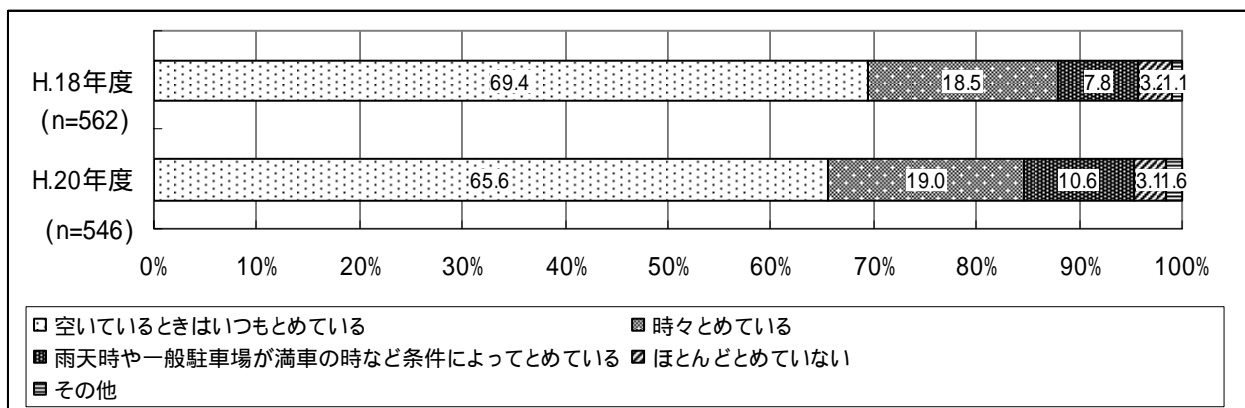


図 現在の障害者用駐車場の利用状況

制度導入以前と比較して、関係ないと思われる車の駐車実態

不適正と思われる駐車の実態としては、「かなり減った」と感じている利用者が H.18 年度で 12.2%、H.20 年度では 16.2%と増えている。また、「少し減った」を合わせると 5 割を超えている。

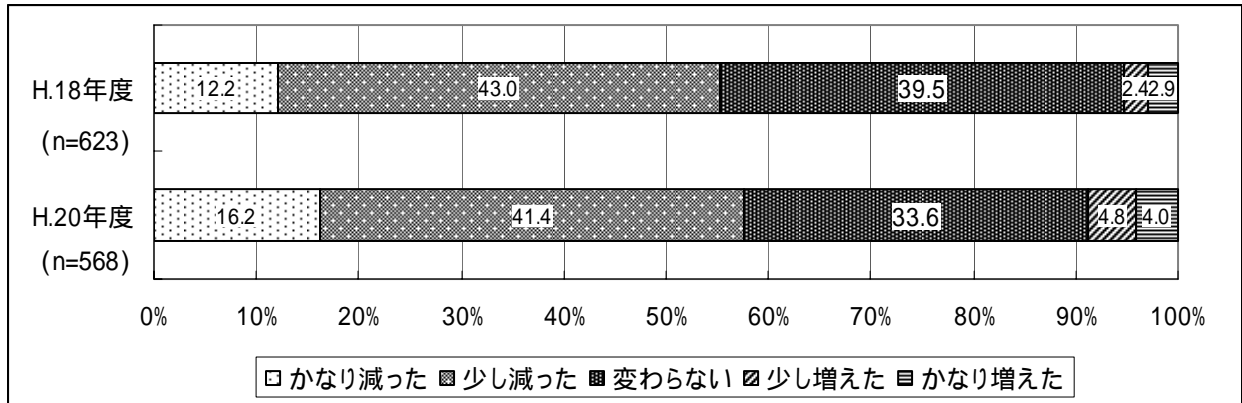


図 制度以前と比べて関係ないと思われる車の駐車実態

障害者用駐車場のとめやすさ

利用証交付者の障害者用駐車場のとめやすさは、「かなりとめやすくなった」が H.18 年度調査の 35.9%から H.20 年度調査の 41.5%と増加している。また、「少しとめやすくなった」を合わせると 7 割を超えている。

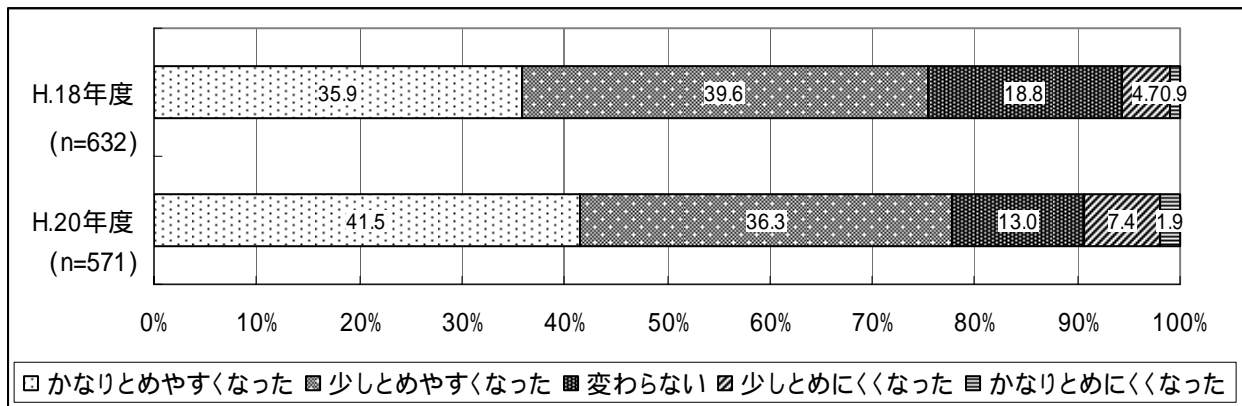


図 障害者用駐車場のとめやすさ

2. 福島県

(1) 利用実態調査

身障者用駐車施設の利用実態調査

調査概要

本調査は、おもいやり駐車場利用制度実施以前 実施2年後の利用実態を、対象駐車場の観測調査により把握したものである。

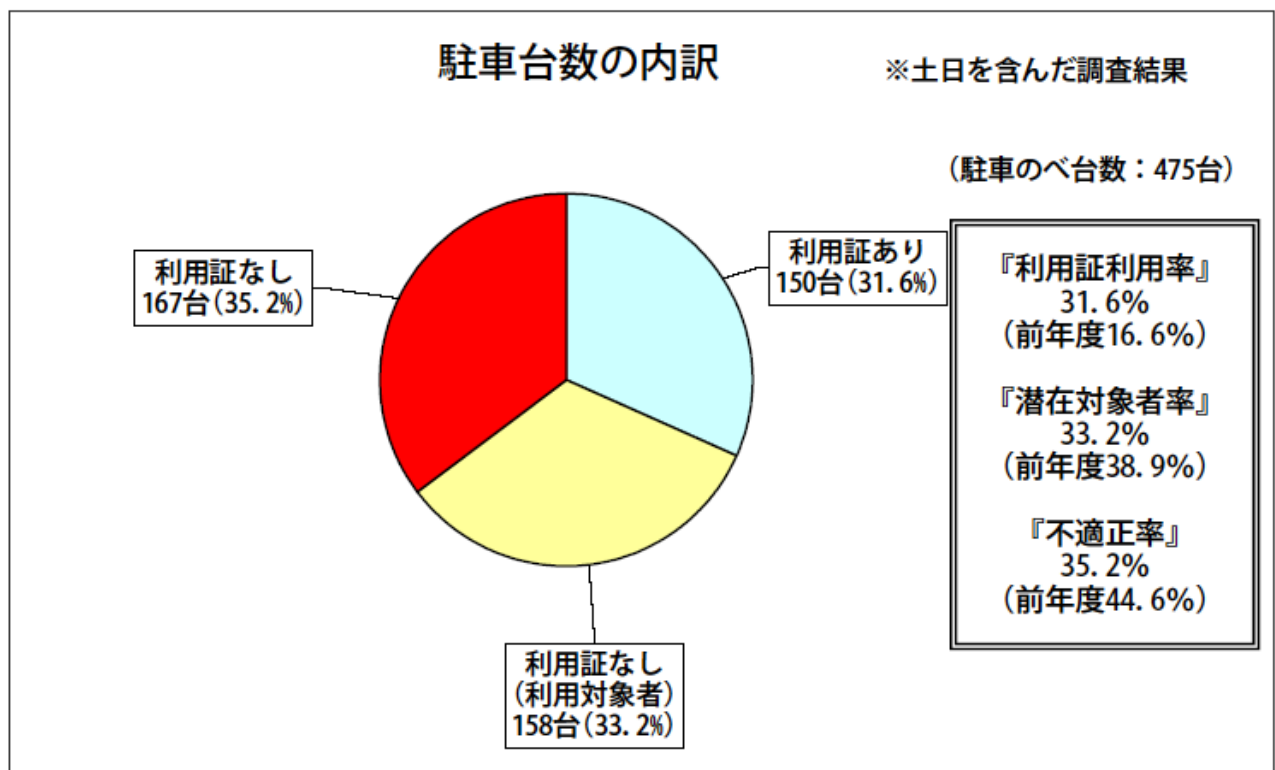
表 調査の概要

調査対象	県内おもいやり駐車場
標本数	13施設 43区画（延べ22施設 62区画）
調査方法	調査員による目視及び口頭確認
調査期間	H.22.10.20(水)～11.5(金) 10:00～19:00
調査内容	利用証の利用割合、潜在対象者の割合、不適正利用の割合

調査結果分析

駐車実態の内訳

駐車延べ台数 475 台の内訳としては、利用証ありが約3割、利用対象者と見なされる人で利用証なしが約3割、不適正利用が約3割であり、不適正利用については、前年度調査の約4割からは減少し、利用証を掲示しての利用率が増えている。



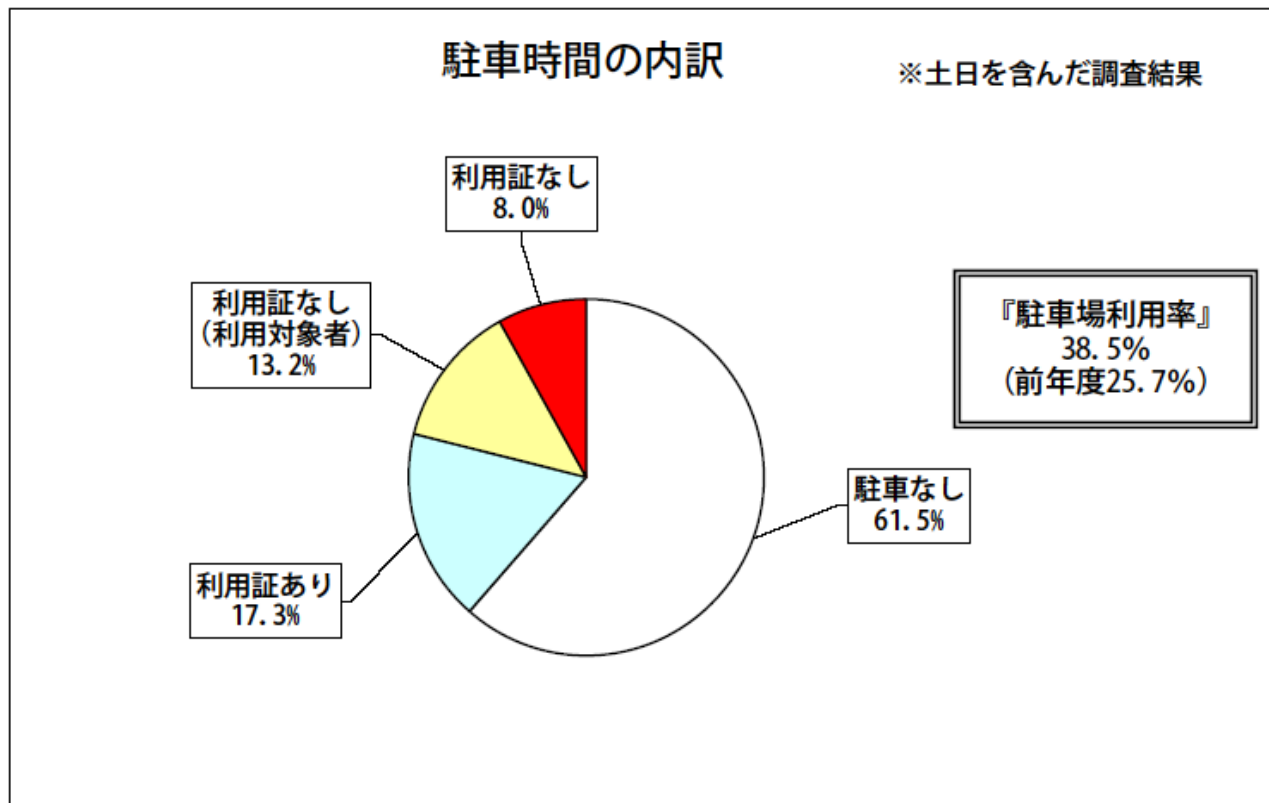
利用証あり：利用証の掲示があった車輛

利用証なし（利用対象者）：利用証の掲示はないが、利用証の交付が可能な方が乗降した車輛

利用証なし：利用証の掲示がなく、不適正利用の車輛

対象区画の利用実態

障害者用駐車区画の駐車時間の内訳としては、駐車なしが約6割であり、利用証あり及び利用対象者とみなされる人で利用証なしを合わせて約3割、不適正利用が1割未満であった。駐車場の利用率としては、前年度の25.7%から増加して38.5%であった。



協力施設アンケート調査

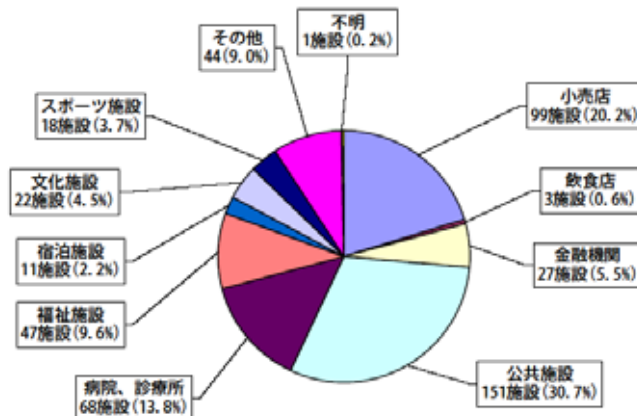
調査概要

本調査は、おもいやり駐車場利用制度協力施設を対象に、制度導入による効果等についてアンケート調査により実態を把握している。

表 調査の概要

調査対象	おもいやり駐車場利用制度協力施設
標本数	全数 988 (民間 575、公共 413)
調査方法	郵送調査
調査期間	H.22.10.12 ~ 10.27
調査内容	制度導入後の不適正利用の状況、不適正利用への対応状況、不適正利用へ対応できない理由、県へ求める取り組み

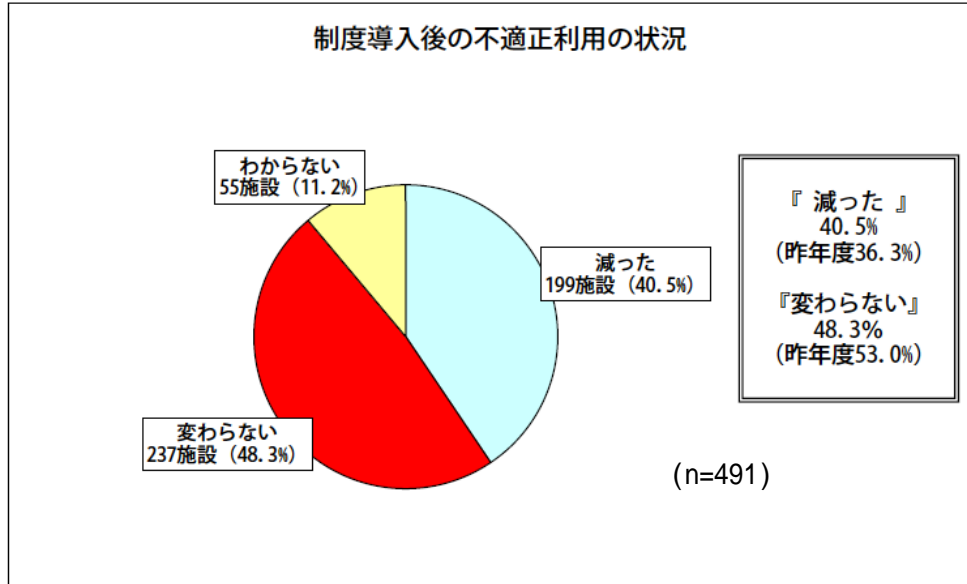
回答施設の内訳



調査結果分析

制度導入による不適正利用の実態

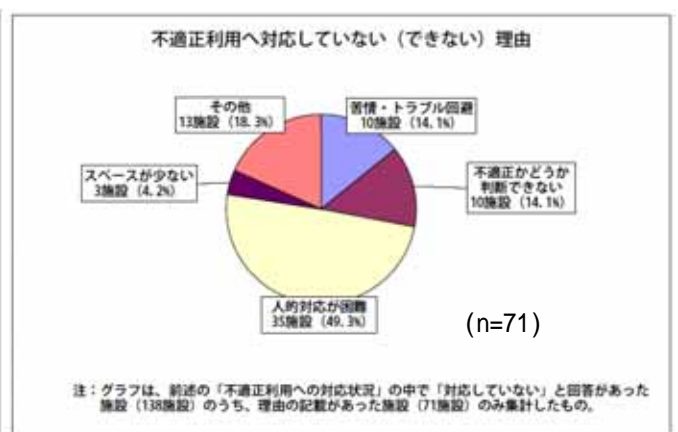
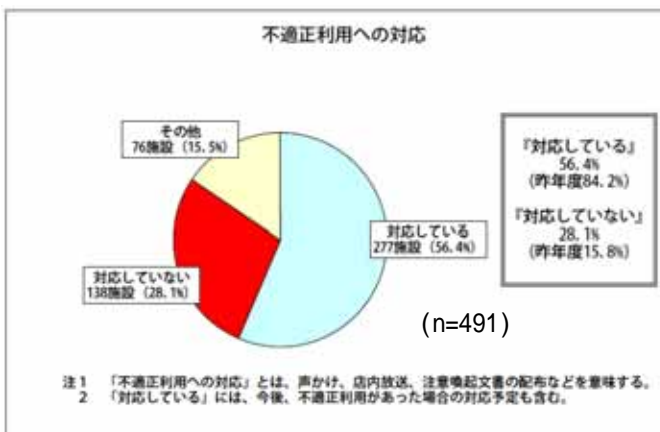
制度導入による不適正利用については、「変わらない」が約5割と最も多くなっているが、前年度と比較すると減少している。また、「減った」は前年度の36.3%から40.5%と増えている。



不適正利用への対応の実態

不適正利用への対応は、56.4%が実施しており、声かけ、店内放送、注意喚起文書配布などを実施している。前年度調査と比較すると、84.2%から大きく減少している。

一方、不適正利用へ対応できない理由としては、「人的対応が困難」が最も多く、「苦情・トラブル回避」「不適正かどうか判断できない」がともに14.1%と続いている。



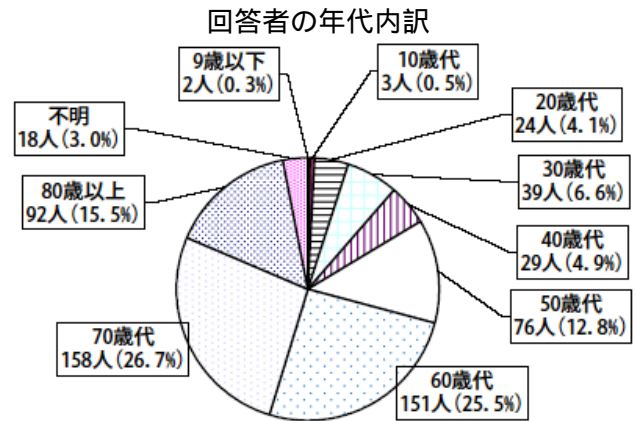
利用者アンケート調査

調査概要

本調査は、利用証交付を受けた者を対象に、制度導入後の使いやすさ等の実態についてアンケート調査により把握を行ったものである。

表 調査の概要

調査対象	おもいやり駐車場利用証交付を受けた者
標本数	1,000
有効回収数	592 (回収率 59.2%)
調査方法	郵送調査
調査期間	H.22.5.27～6.15
調査内容	制度導入後の使いやすさ、不正利用の状況など

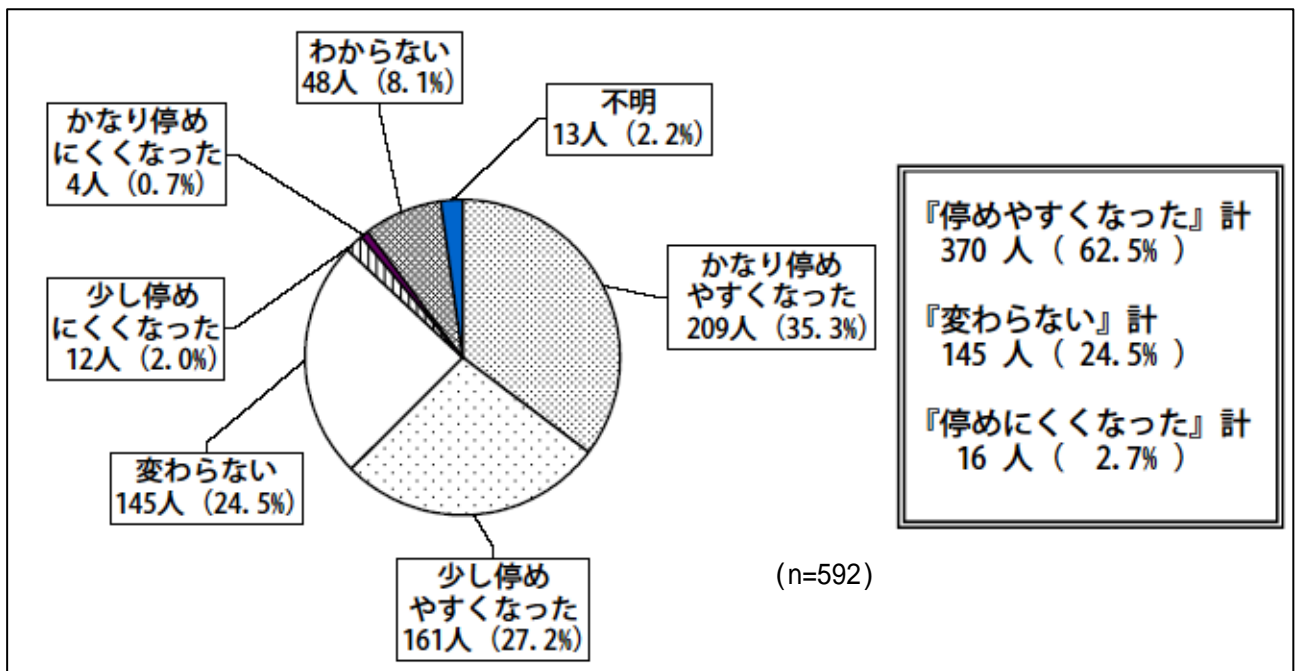


(n=592)

調査結果分析

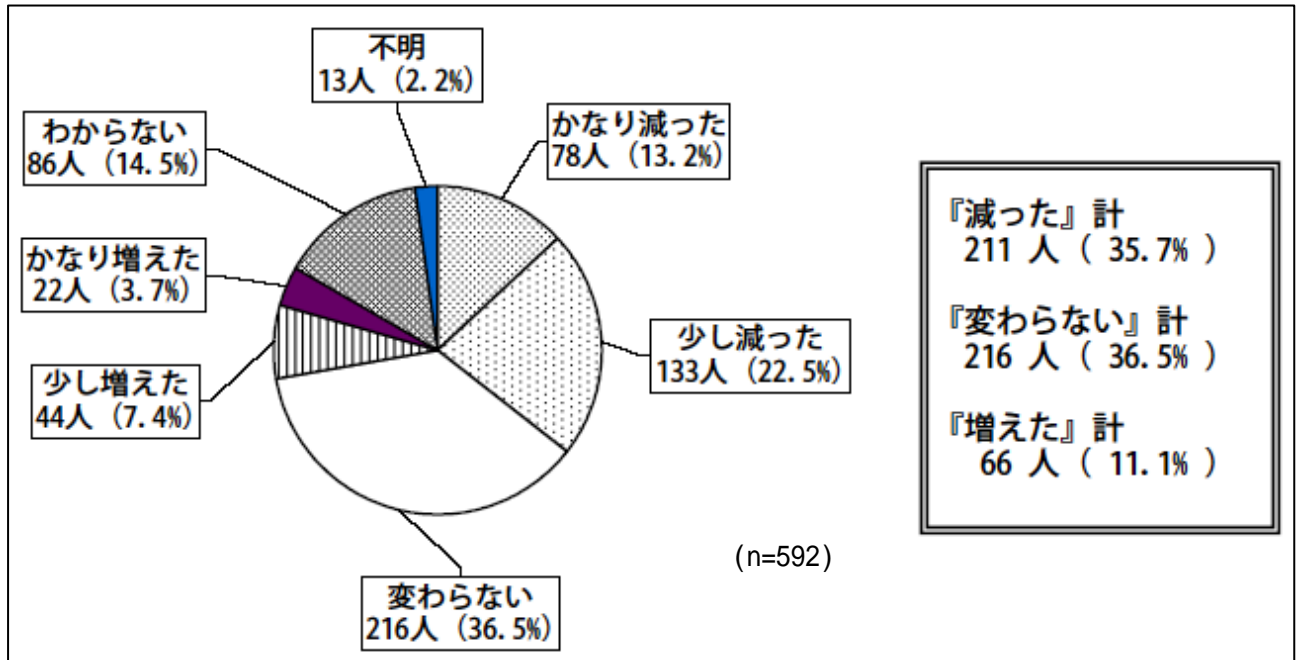
制度導入後の使いやすさ

制度導入後は、「かなりとめやすくなった」「少しとめやすくなった」を合わせて62.5%にのぼっている。一方、「少しとめにくくなった」「かなりとめにくくなった」を合わせるとわずか2.7%である。



制度導入後の不適正利用の状況

制度導入後の不適正利用は、「かなり減った」「少し減った」を合わせて 35.7%である一方、「少し増えた」「かなり増えた」を合わせると 11.1%である。しかし、「変わらない」としている回答が 36.5%と最も多くなっている。



3. 川口市・施設管理者アンケート結果

(1) 調査の概要

埼玉県川口市が抽出した公共施設 48 施設、民間施設 69 施設の施設管理者にアンケート票を配布し、調査を実施した。

有効回収数、回収率は下記のとおり。

	発送数	回収数	回収率
公共施設	48	40	83.3%
民間施設	69	38	55.1%
合計	117	78	66.7%

(2) 調査結果

Q1. 施設の種類の種類

民間施設の中で、回答のあった施設の種類の種類は、小規模なスーパーマーケットが 26.3%。次いで大型ショッピングセンター・百貨店が 15.8%、病院・診療所が 10.5%であった。

また、その他と回答した施設の種類の種類は、カーディーラー、携帯ショップなどが挙げられた。

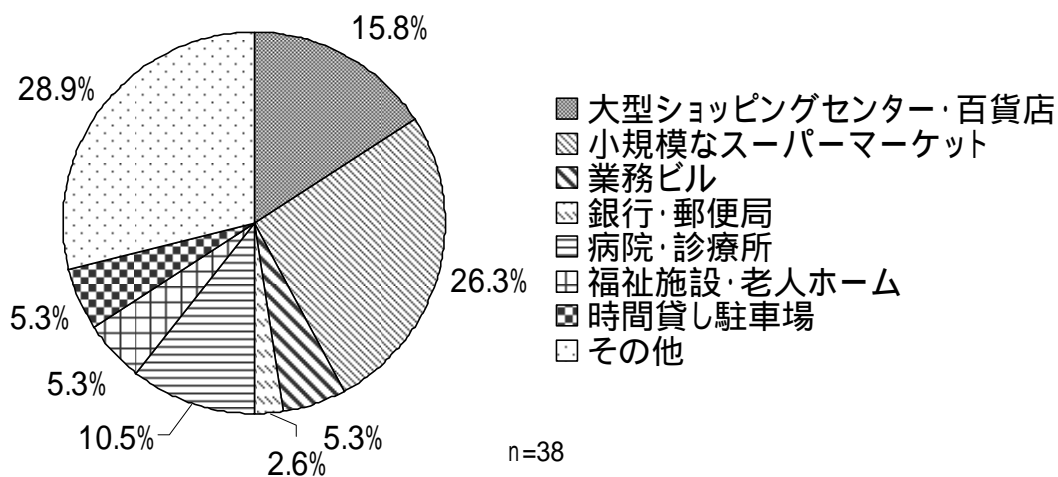


図1 施設の種類の種類 (民間施設)

Q2. 駐車場の全台数と車いす使用者用駐車施設の台数

施設の駐車場の全台数が多い施設ほど、車いす使用者用の駐車施設の設置台数が増加傾向にある。

< 公共施設 >

表 1-1 駐車場の全台数と車いす使用者用駐車施設の台数(公共施設)

全台数 \ 車いす用	1台	2台	3台～5台	6台～10台	11台～20台	21台～	合計
1台～5台	4	0	0	0	0	0	4
6台～10台	3	0	0	0	0	0	3
11台～20台	8	0	0	0	0	0	8
21台～50台	9	2	0	1	0	0	12
51台～100台	0	4	0	0	0	0	4
101台～200台	1	2	3	0	0	0	6
201台～500台	0	0	0	1	0	0	1
501台以上	0	0	0	2	0	0	2
合計	25	8	3	4	0	0	40

< 民間施設 >

表 1-2 駐車場の全台数と車いす使用者用駐車施設の台数(民間施設)

全台数 \ 車いす用	1台	2台	3台～5台	6台～10台	11台～20台	21台～	合計
1台～5台	2	1	0	0	0	0	3
6台～10台	5	0	0	0	0	0	5
11台～20台	4	0	0	0	0	0	4
21台～50台	3	2	0	0	0	0	5
51台～100台	2	2	0	0	0	0	4
101台～200台	1	3	3	0	0	0	7
201台～500台	1	0	1	0	0	1	3
501台以上	0	0	0	0	3	0	3
合計	18	8	4	0	3	1	34

Q3. 駐車場が最も混み合う時間帯

公共施設の駐車場が最も混み合う時間帯は、午後が 48.6%で最も高く、次いで午前の 35.1%であった。

一方、民間施設の駐車場がもっとも混み合う時間帯は、夕方が 41.7%で最も高く、次いで午前の 30.6%であった。

< 公共施設 >

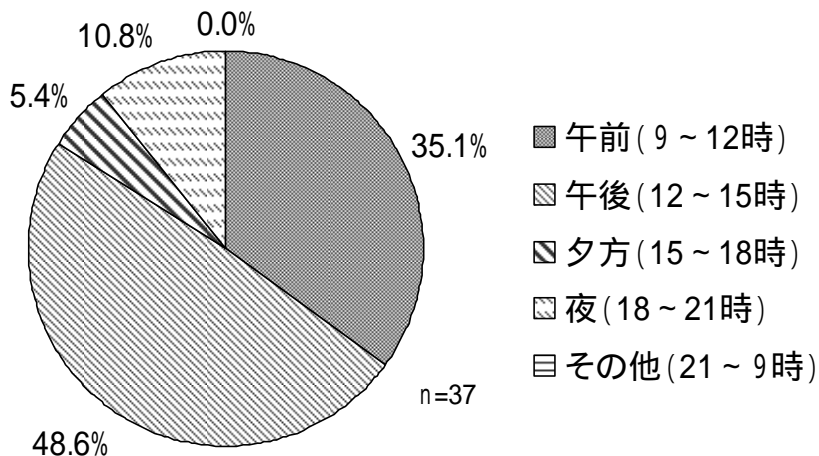


図 2-1 駐車場が最も混み合う時間帯 (公共施設)

< 民間施設 >

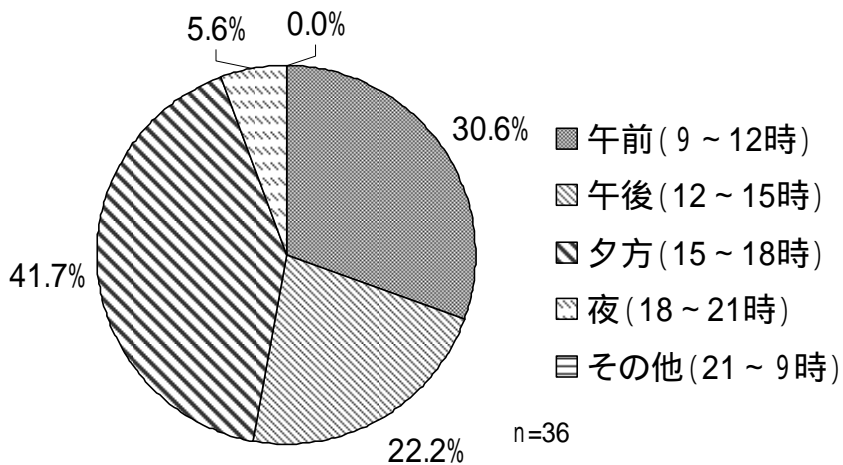


図 2-2 駐車場が最も混み合う時間帯 (民間施設)

Q4. 障害がないと思われる人の利用状況

公共施設では「かなり減った」が30.0%。「かなり減った」に「少し減った」と回答した施設を合算すると45.0%に達する。一方、「少し増えた」は2.5%であった。

民間施設では「かなり減った」は10.8%にとどまっているが、「少し減った」と合算すると5割以上の施設が、以前と比較して障害がないと思われる人の利用が減ったと感じている。

< 公共施設 >

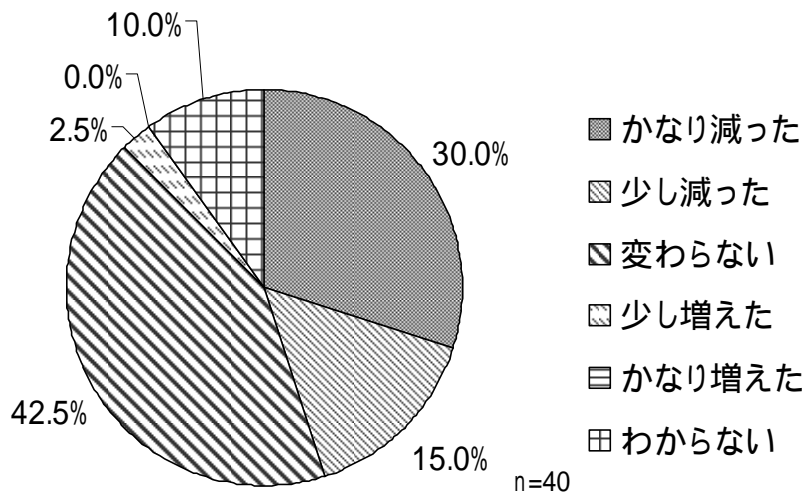


図 3-1 障害がないと思われる人の利用状況 (公共施設)

< 民間施設 >

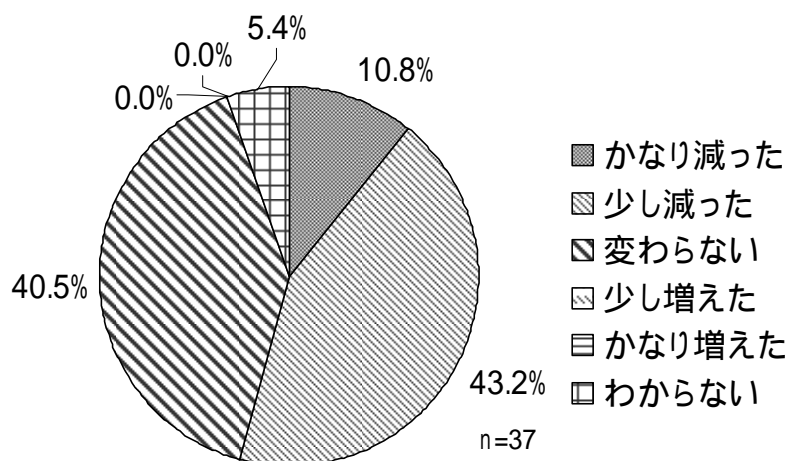


図 3-2 障害がないと思われる人の利用状況 (民間施設)

Q5. 車いす使用者用駐車施設の増設予定

公共施設では、車いす使用者用駐車施設の増設予定が「ある」と回答した施設はなく、85.0%の施設には増設の予定はない。

民間施設では、2.7%の施設は車いす使用者用駐車施設の増設予定があるが、56.8%の施設には増設の予定はない。

< 公共施設 >

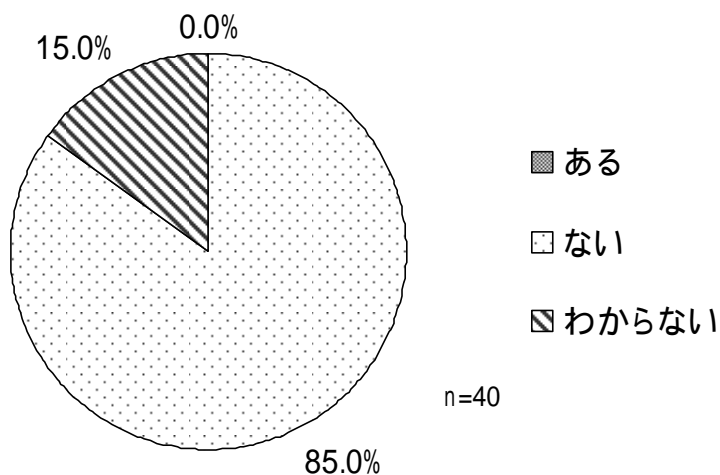


図 4-1 車いす使用者用駐車施設の増設予定(公共施設)

< 民間施設 >

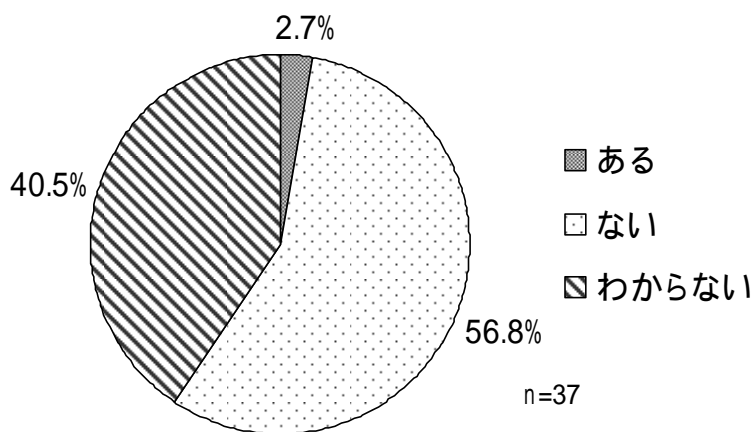


図 4-2 車いす使用者用駐車施設の増設予定(民間施設)

Q6. おもいやり駐車場利用者からの意見や苦情

公共施設では、利用者からの意見や苦情は、「あった」と回答した施設が 10.0%。「なかった」と回答した施設は 90.0%であった。

民間施設では、利用者からの意見や苦情は、「あった」と回答した施設が 16.2%。「なかった」と回答した施設は 83.8%であった。

< 公共施設 >

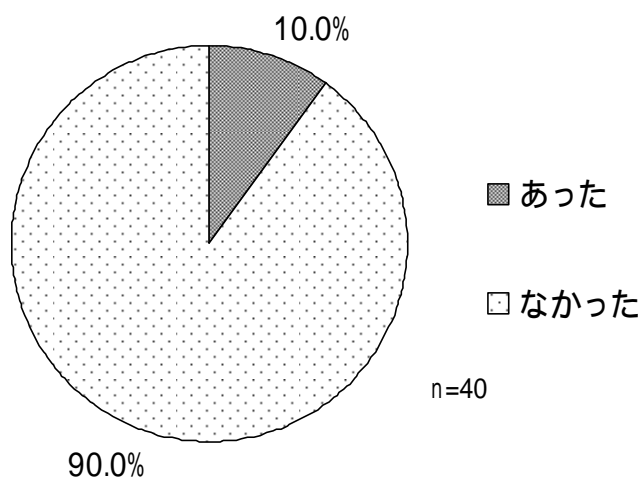


図 5-1 おもいやり駐車場利用者からの意見や苦情(公共施設)

< 民間施設 >

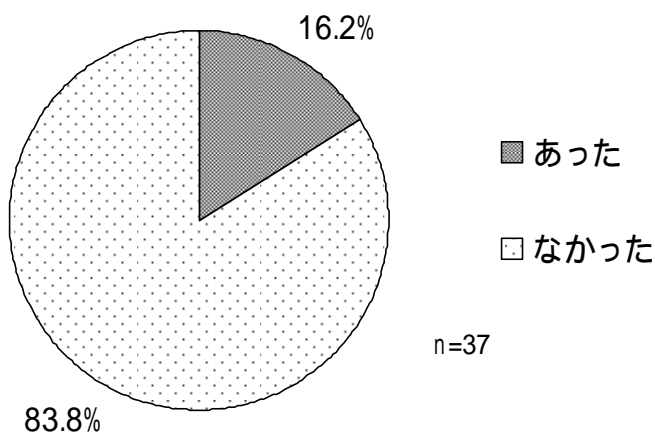


図 5-2 おもいやり駐車場利用者からの意見や苦情(民間施設)

Q7. 利用者からの意見や苦情(Q6で「あった」と回答した施設のみ)

< 公共施設 >

苦情等があった場合の内容	件数
条例や規則を用いての取組み	1
どうして条例や規則ではないのかという質問があった。	1
利用証掲示に関わるトラブル	1
利用証交付申請を行ったが市側で受け取ってもらえなかった。その際、施設側に駐車許可をお願いして下さいと言われたが、言わないで駐車した為そこで注意したらトラブルになった。	1
周知が徹底されていない	1
周知が行き届いていないせいか認知度が低い。いつ来ても止められない。	1
当該駐車スペースの設置台数	1
おもいやり駐車場の台数を増やしてほしい。	1

< 民間施設 >

苦情等があった場合の内容	件数
健全者等の不適正な利用	3
障害のない方の利用に関して意見をもらう。	1
障害がないと思われる人が駐車をしている。	1
車いすマークの車両があった為、駐車できなかった。おもいやり駐車場利用者の方が優先だとクレームがあった。	1
不適正な利用	1
おもいやり駐車場の掲示を車にしていなのに停めている車があるとの苦情があった。	1
当該駐車スペースの設置台数	1
もう少し増設してほしい。車いす用のスペースがほしい。	1
当該駐車スペース表示板の設置位置	1
表示板に車をぶつけた。	1

Q8. 不適正な駐車防止のために効果があると考えられる対策

障害者等用駐車スペースの不適正な駐車防止のために、効果がある対策を最大3つまで挙げてもらった。

公共施設では、「対象スペースが目立つ看板、掲示」が71.8%と最も多く、次いで「対象スペースの目立つ色での塗装」が61.5%、「行政の広報、啓発」が33.3%であった。一方、民間施設では、「対象スペースの目立つ色での塗装」「対象スペースが目立つ看板、掲示」が共に51.4%と最も多く、次いで「不適正利用を禁止する法的規制」が37.8%であった。

< 公共施設 >

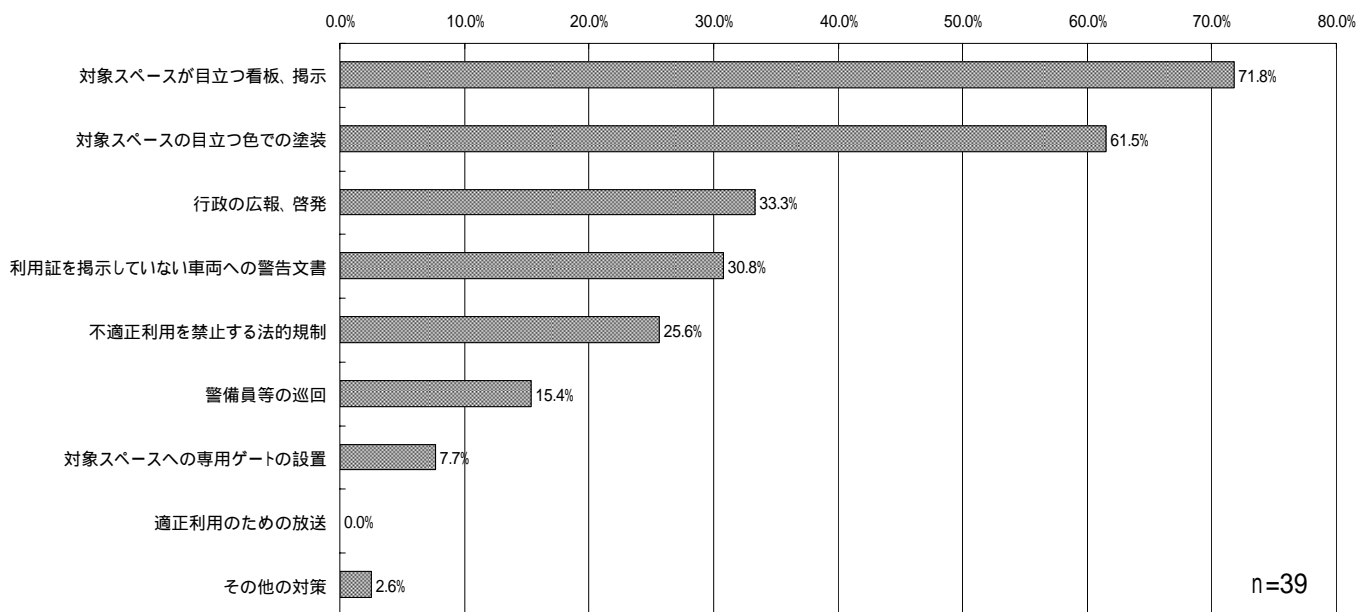


図 6-1 不適正な駐車防止のために効果があると考えられる対策 (公共施設)

< 民間施設 >

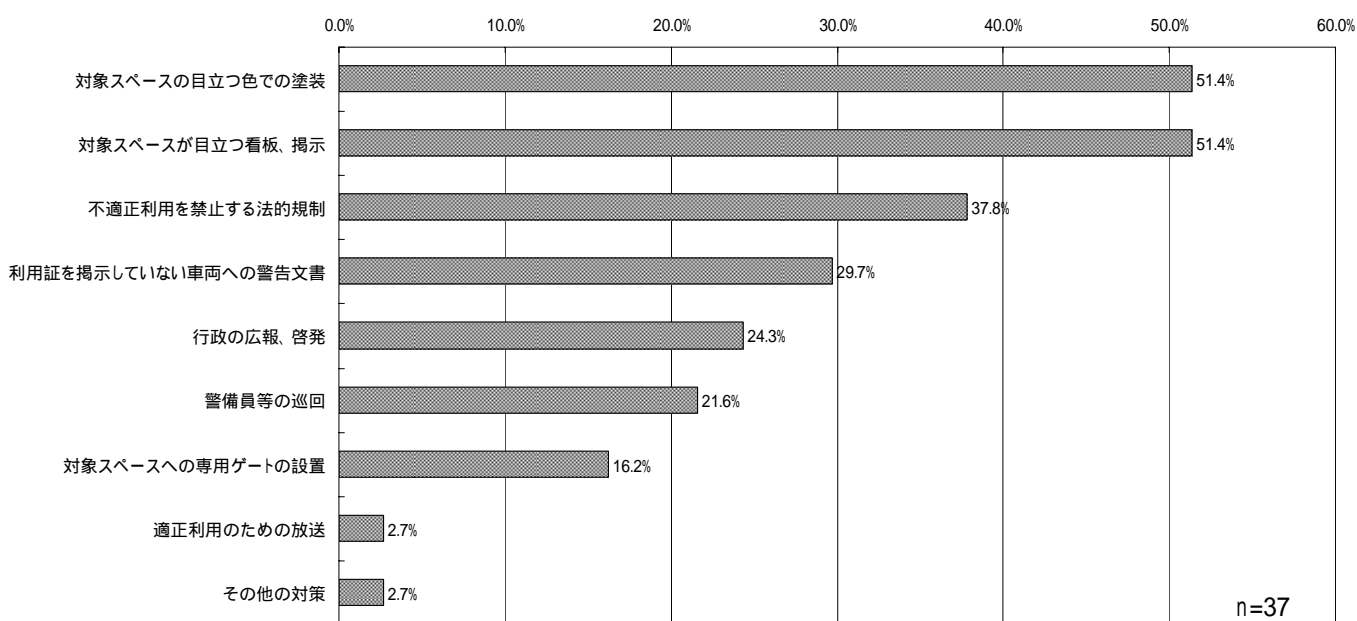


図 6-2 不適正な駐車防止のために効果があると考えられる対策 (民間施設)

< 参考 1: 利用対象者 (肢体不自由、要介護者) >

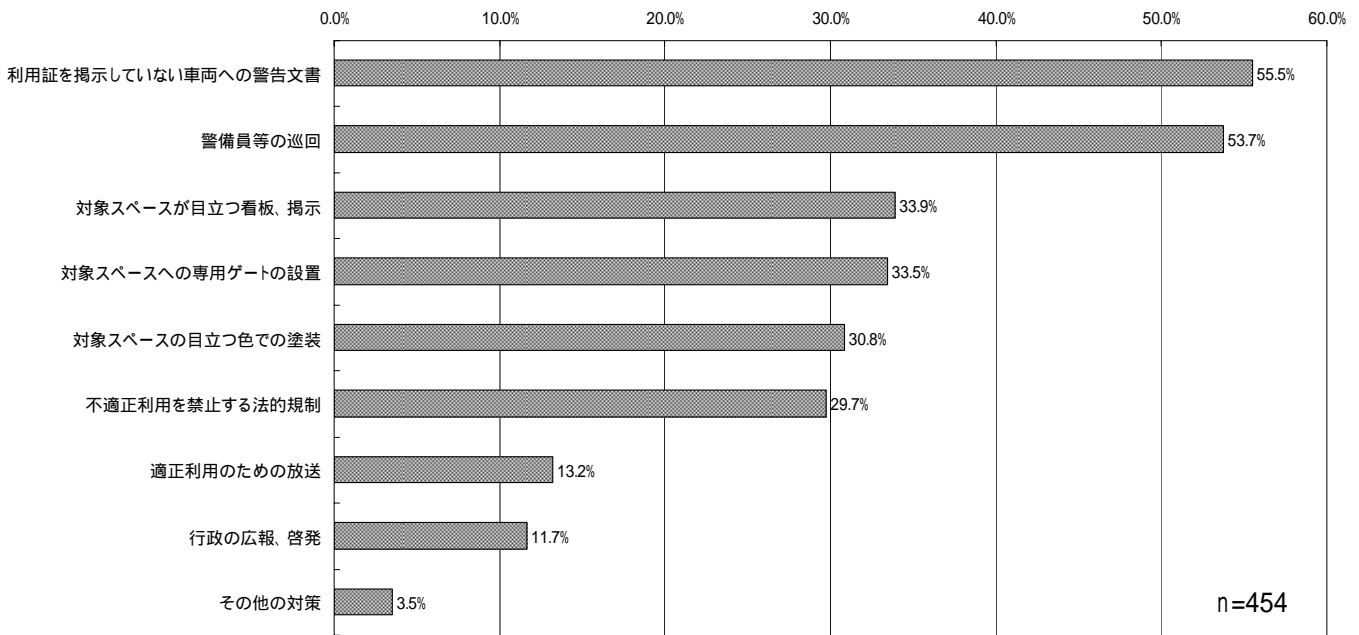


図 6-3 不適正な駐車防止のために効果があると考えられる対策 (利用者)

< 参考 2: 施設・利用対象者比較 >

障害者等用駐車スペースの不適正な駐車防止のために、効果がある対策について、施設アンケートでは、「対象スペースが目立つ看板、掲示」が 61.8%で最も多く、次いで「対象スペースの目立つ色での塗装」が 56.6%であった。一方、利用者アンケートでは、「利用証を掲示していない車両への警告文書」が 55.5%で最も多く、次いで「警備員等の巡回」が 53.7%であった。

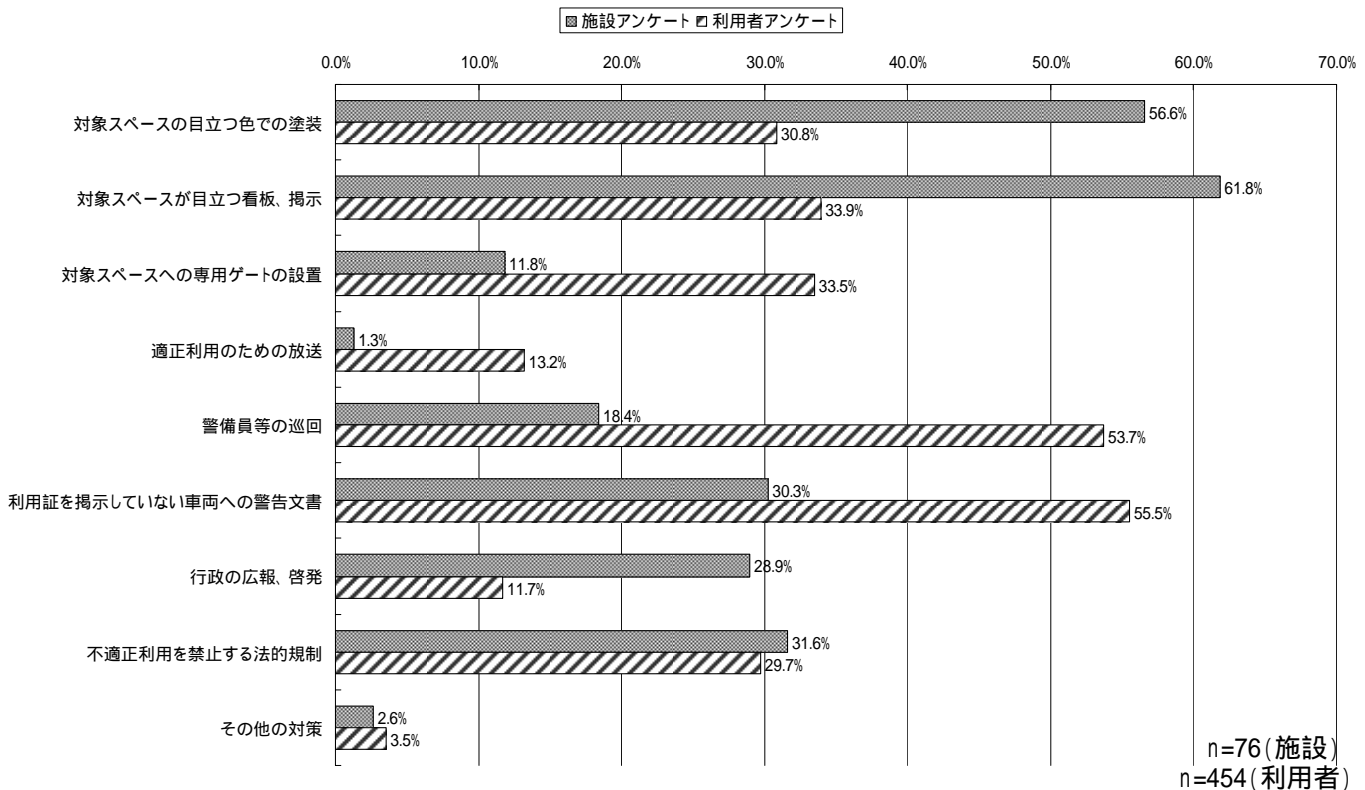


図 6-4 不適正な駐車防止のために効果があると考えられる対策 (施設・利用者比較)

Q9 . おもいやり駐車場制度に関する意見・要望

< 公共施設 >

おもいやり駐車場制度に関する意見、要望	件数
当該駐車スペースの重要性の啓発活動	2
ある程度、強制力のある法的な規制がないので早急に整備した後に、市民に広報して頂きたい。	1
従来から障害者用の駐車スペースに一般車両は止まらない傾向にあった。したがってマナーが良い状態で変わらないとの主旨である。	1
既存スペース内での整備の難しさ	1
当公民館の障害者等用スペースはエレベーター設置に伴い、敷地の一部に新たに駐車スペースが設けられたものであるが、身障者の方の安全の為にエレベーター入口までスロープも設置されたが、その分駐車場が削られ、一般の方の駐車が困難となり、不便な事が起こっている。限られたスペースで設備を整えることには一長一短な事もある。当然であるが障害を持って来館される方々には喜ばれている。	1
意義のある制度である	1
障害者等用駐車スペースについて障害者優先を積極的に明示しているという点において、この制度は意義のあるものだと思う。	1

< 民間施設 >

おもいやり駐車場制度に関する意見、要望	件数
当該駐車スペースの重要性の啓発活動	3
利用者のモラルによる部分が大きいため、不正利用している人がいても強く警告、注意がしにくい。ポスターの掲示をしても興味がない人は見ないので、行政の方でも定期的に啓蒙活動をして頂けると助かる。	1
非常に良い取り組みかと思うが、まだまだ掲示している方は少ない。普及へ向けてさらなる取り組みを期待している。協力できることがあればできる限り協力する。	1
駐車場を利用する方のマナーの悪い方が多いので、どのようにしたら障害のある方へのマナーが良くなるか教えてほしい。	1
利用対象者の範囲	1
病状によっては、障害の区分に該当せず、しかも100m以上の連続歩行は困難なものもあります。診断書あるいは医療機関の証明書等によっても「利用証」が発行されるなどの扱いが可能になると良い。	1
当該駐車スペースの間隔	1
障害者等用駐車スペースを広くとっている施設が多く見られる。車と車の間を広くし、荷物、人員の乗り降りも楽なスペース確保が重要である。制度を利用して長時間(5時間位)の駐車をする人もごく少数いる。	1
不適正利用者への対処方法	1
不適正利用車両への統一された警告手段の作成を検討して頂きたい。	1
表示シールの改善	1
車止め用の表示シールはラミネート加工していただけると助かる。初回配布されたものは2か月位で破れてしまった。	1

参考資料 6 既往文献一覧

1.1 既存調査で明らかになっている点、未着手の点

既存調査で明らかになっている点と未着手の点を ～ に整理した。

対象施設

公共・公益施設やショッピングセンター（主に中・大規模）は調査対象となっているが、ホテル等の民間施設は未調査である。道路の SA・PA については、一般利用者の当該駐車スペースへの駐車経験についてアンケート調査が実施されている。

調査対象者の属性

既存調査では、目視で確認できる範囲での当該駐車スペースの利用者の属性、アンケート調査による駐車できなかった割合とその理由等が、主にパーキング・パーミット制度を導入した施設で調査されている。アンケート調査では、車いす使用者、下肢障害者等の肢体不自由者が主な対象となっており、その他に一般利用者も対象とされている。

しかし、アンケート調査では、対象者の障害の内容や不適正利用者の詳細な属性、肢体不自由者以外の障害者、高齢者、妊産婦については未調査である。

施設管理者への調査では、複数の自治体がパーキング・パーミット制度導入後の利用実態について、利用対象者と同時期にアンケート調査を実施している他、自治体に対する制度導入に関するアンケート調査が実施しているが、ヒアリング調査は行われていない。

障害者等用駐車スペースの不適正利用

当該駐車スペース利用実態の観測調査では、「健常者に見える人」の利用実態が把握されている。アンケート調査では、とめられなかった理由が質問されており、2003 年の全国脊髄損傷者連合会の全国調査では「一般車の駐車」が、パーキング・パーミット制度導入後の福島県の商業施設でも、「障害のない人の車がとまっていた」がそれぞれ多いことが把握されている。

一般利用者に対しては、不適正利用の経験と意識についてアンケート調査しており、「思っていたほど抵抗を感じなかった」という意識が多いことが把握されている。

しかし、不適正利用の具体的な内容、トラブルの事例、一般利用者の当該スペースに対する認識は未調査である。

障害者等用駐車スペースの競合利用

パーキング・パーミット制度導入後の利用実態に関する複数の調査から、車いす使用者の意見として、制度導入後の利用対象者の増加に伴う当該駐車スペースの混雑が挙げられている。

しかし、競合利用の発生頻度やその内容、施設管理者が利用対象者の利用頻度、競合の実態について把握しているかについては未調査である。

適正利用の促進についての意見

複数の調査で一般利用者の意見を含む不適正利用対策の意見を収集しており、「当該スペースを明確にする」、「当該スペースの増設」、「注意喚起」等の意見が得られた。

しかし、適正利用の具体的なアイデアは十分な調査がされていない。

参考１．属性別の駐車スペース適正幅に関する実験

車いす使用者、松葉杖使用者、軽い歩行障害者、妊産婦を対象として、自動車の乗降の実験を行い、属性別に乗降に必要とされる適正幅を検討している。サンプル数は 10 人と少ない。

参考２．駐車場の管理・運営に着目した調査

自治体に対するアンケート調査により、パーキング・パーミット制度の導入の経緯・効果、未導入の場合の理由と今後の意向等について調査がされているが、その他の取り組みの導入の経緯・効果、また、当該スペースの運営・管理の実態等が未調査である。

1.2 各調査の内容

各調査の調査対象、調査の内容は以下に示すとおりである。

(1) 当該スペースに着目した調査（観測調査）

調査 No は参考資料の整理 No

表 既存調査（観測調査）

導入施策		調査対象		調査内容	調査 No ()
		施設	対象者		
施策なし		904 台収容のショッピングセンター (当該スペースは 13 区画)	当該スペース利用者	利用者の属性（障害者マーク・駐車禁止除外指定車標章の有無）、駐車時間 等	A-4
施策導入	パーキング・パーミット制度	2,000 台収容のショッピングタウン (当該スペースは 11 区画)	当該スペース利用者	施設の利用状況、運転者や同乗者の障害の程度、降車に要した時間、駐車時間、利用証等の提示状況 等	A-1
	優先駐車システム(障害者用、妊産婦用、その多様の 3 種類の優先証を発行)	ショッピングセンター (当該スペースは 4 区画)	当該スペース利用者	優先証の有無、駐車時間、晴天・雨天別の調査 等	A-2
	思いやり駐車場利用制度(利用証の発行)	11 施設(当該スペースは 29 区画)	当該スペース利用者	利用証の有無、駐車時間	A-3

A-1 調査：パーキング・パーミット制度を導入している佐賀市のショッピングタウンにおける観測調査

- ・2,000台収容の駐車場に設けられている11のスペースについて、8時間の調査から、当該スペースの利用者は、軽度障害者（軽い歩行障害者、その他障害者、高齢者、妊産婦）が60%（内訳；軽い歩行障害者24.0%、妊産婦18.0%、高齢者14.0%、その他障害者4.0%）、健常者（その様に見える人も含む）が26%、重度障害者が14%であった。

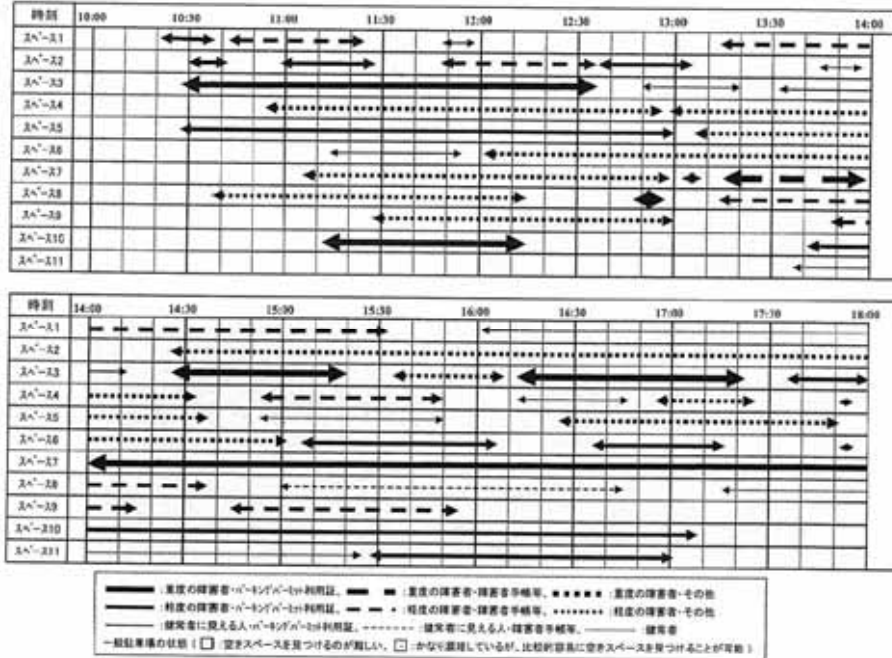


図 観測調査による障害者用駐車施設の利用状況

出典：「パーキング・パーミット支援システムの構築報告書(H.21.5)」清田勝(交通エコロジー・モビリティ財団第1回 ECOMO 交通バリアフリー研究助成報告会)

(2) 対象者に着目した調査（アンケート調査）

表 既存調査（アンケート調査 その1）

導入施策		調査対象		調査内容	調査No ()
		施設	対象者		
施策の有無に関係ない調査		-	車いす使用者 847人(うち365 有効回答)	属性(車いすの使用頻度等)、当該スペースの利用ニーズ、スペース利用について困った経験、一般車が駐車している場合の対応、当該スペースにパイロンが置かれている場合の対応、幅が狭い場合の対応、場所がわかりにくい理由、利用に関するトラブルの経験、適正利用のためのアイデア	B-3
		高速道路の SA,PA	一般利用者	国際シンボルマークの認知度、当該スペースに対する認知度及び必要性、当該スペースへの駐車経験、当該スペースの設置理由	B-8
		-	一般利用者	回答者の属性、当該スペースに対する知識、当該スペースの利用経験の有無、当該スペースに対する意識、表示の内容の判断	B-9
		-	一般利用者、幼稚園児の親	回答者の属性、当該スペースに対する知識、当該スペースの利用経験の有無と理由、当該スペースに対する利用意識、駐車場の利用意識、不正利用とその対策	B-10
障害者等 用駐車スペースの 拡充を推進している地域	優先駐車システム(障害者用、妊産婦用、その多様な3種類の優先証を発行)	ショッピングセンター (当該スペースは4区画)	来店者のうち障害者169人	来店頻度、当該スペースへの駐車の有無、駐車できない理由、システム導入前後で変わったこと等	B-5
	思いやり駐車場 利用制度(利用証の発行)	-	制度導入施設 897施設(うち 558施設改修)	制度導入前後の不適正利用の変化、不適正利用への対応、制度への要望、カラー塗装実施状況等	B-6
		-	利用証取得者 1,000人(うち 592回収)	属性(年齢、性別)、制度導入後の使いやすさ、導入後の不適正利用の状況、よく利用する施設等	B-7

表 既存調査（アンケート調査 その2）

導入施策		調査対象		調査内容	調査No ()
		施設	対象者		
施策導入	パーキング・パーミット制度	2,000 台収容のショッピングタウン(当該スペースは11区画)	施設来訪者のうち車いす使用者・杖使用者の80人(有効票44人)	移動手段、利用できる障害者用駐車場整備の重要性、当該駐車場への駐車経験、パーキング・パーミット制度の効果、駐車場の必要幅等	B-1
		-	制度実施12県を含む47都道府県	制度実施県：制度への登録者数、啓発手段、導入効果、導入課題、利用者・管理者の意見、制度継続の意向 制度未実施県：導入意向とその理由、啓発手段、導入の際に懸念される問題、制度に代わる対処方法	B-11
	思いやりパーキングマナーの啓発活動	-	車いす使用者47人	当該スペースへの駐車経験	B-2
		-	上記47人のうち11人のモニター	当該スペースの駐車経験、とめられたかの有無、とめられなかった理由、不適正利用防止のアイデア等	
	ハートフル専用パーキング利用制度(利用証の発行)	-	利用証取得者1,649人(うち1,142回収)	回答者の属性(障害等の状況)、制度導入前後の利用のしやすさの違い、とめられない理由、当該スペースに止めている人、必要な改善事項等	B-4
		-	利用制度導入施設471施設(うち311施設回収)	施設の区分、制度導入前後の苦情件数の変化、不適正利用の変化、当該スペースの不足状況等	

B-1・5 調査：パーキング・パーミット制度、優先システムを導入している施設におけるアンケート調査

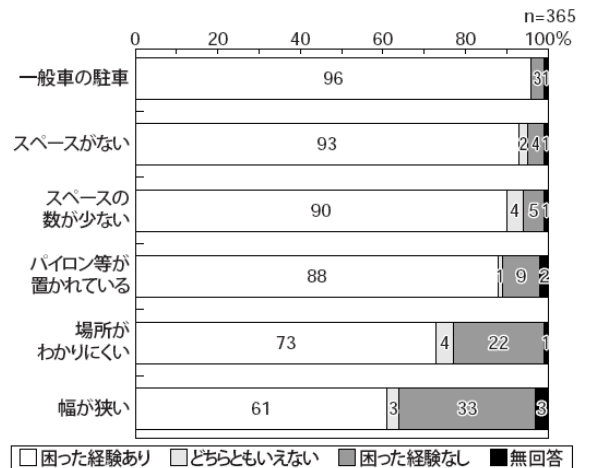
- ・制度導入後も不適正利用は変わらないとの回答も少なくない(B-1 調査「かえって駐車しにくくなった」40% (車いす使用者) B-5 調査「特に変わらない」22%)。

出典：B-1「パーキング・パーミット支援システムの構築報告書(H.21.5)」清田勝(交通エコロジー・モビリティ財団第1回 ECOMO 交通バリアフリー研究助成報告会)

B-5「車いす使用者用駐車施設の利用実態と課題について～パーキング・パーミット制度導入に向けて～」福島県富岡町身体障害者福祉会の取り組み」斎藤充弘

B-3 調査：車いす使用者を対象としたアンケート調査

- ・障害者等用駐車スペースについて困った経験の有無として、一般車の駐車、スペースがない、スペースが少ないが9割以上と殆どの方が経験している。



出典：「障害者用駐車スペースの適正利用促進のための課題明確化」西舘有沙ほか

図 障害者用駐車スペースについて困った経験の有無

B-2 調査：思いやりパーキングマナーの啓発を実施している横浜市におけるアンケート調査

・思いやりパーキングマナーの啓発を実施している横浜市における車いす使用者を対象とした調査では、最近障害者等用駐車場に駐車できているかの問いに対して、「できるできないが半々である」が44.7%、「半分以上できている」が42.6%であった。また、モニター対象者として11人の車いす使用者を対象に調査を実施しており、実施期間中の利用回数112回の利用に対して、駐車できた65.2%、駐車できなかった34.8%との結果を得ている。駐車できなかった理由としては、当該区画が満車だった16回、専用区画がなかった12回、三角コーン等が置いてあった7回であった。

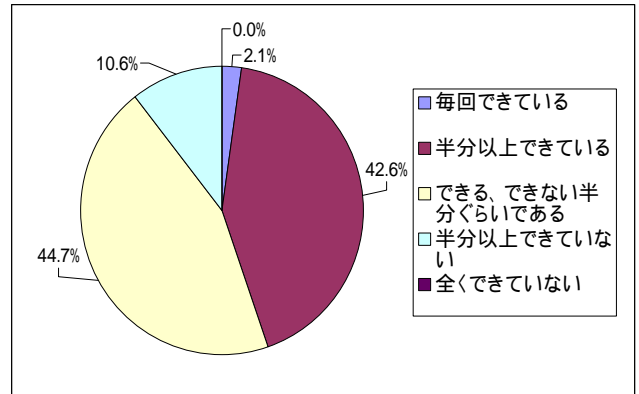


図 最近障害者等用駐車場に駐車できているか

出典：「横浜市思いやりパーキングマナーH.22.3.17 記者発表資料」横浜市

(3) 実験調査

導入施策	調査対象		調査内容	調査No ()
	施設	対象者		
適正な障害者等用駐車スペースの幅	-	車いす使用者4人、杖使用者1人、軽度歩行障害者3人、妊産婦2人	被験者所有の車による駐車、白線枠の設置による実験車での駐車、乗降実験	C-1

(1) 観測調査													
No.	資料名	発行元/著者名	調査対象 (対象施設・対象者)	調査内容	調査日	実施場所	調査対象者	調査概要	調査方法	対象駐車台数	駐車時間等	観測調査結果	効果・課題
A1	パーキングパーミット支援システム構築報告書(平成21年5月)	清田晴(佐賀大)	【対象施設】 2,000台収容のシャッペン(当該スペースは11区画) 【対象者】 当該スペース利用者	運転者や同乗者の稼働の程度、駐車時間やパーキングパーミット利用者の表示等の稼働者等用駐車スペースの利用実態の調査 ※佐賀県のP制度とは、身障者用駐車場に、県内に共通する身障者用駐車場利用証を交付することで、駐車場を利用できる方を明らかにし、駐車スペースを確保する制度であり、主に県の施設、商業施設に設置してある。	2008年9月7日(日)10:00~18:00	大型商業施設イオンショッピングタウン大和(佐賀市) 稼働者等用駐車スペース	左記施設に設置してある稼働者等用駐車スペースの利用者	・11台分 ・1階屋内駐車場に5台 ・1階屋外駐車場に2台 ・3階屋内駐車場に4台 ※収容台数2000台、また実態には27台分が用意されているが今回は利用者の多い11台分を対象	調査員の目視による観測調査 (施設の利用状況、運転者や同乗者の稼働の程度、陸車に要した時間、駐車時間、利用証等の提示状況等)	・のべ50台(8時間)	・平均駐車時間は82分 ・重度障害者平均駐車時間81分 ・軽度障害者平均駐車時間72分 ・健常者平均駐車時間38分	・身障者手帳等の表示は18% ・パーキングパーミット利用者の表示は40% ・健常者(その様に見える人も含む)28% ・重度障害者14%(内訳:車いす使用者12.0%、松葉杖使用者2.0%)	パーキングパーミット制度開始以降利用者が増加している。制度開始3ヶ月後では妊産婦の利用者は全体の4.4%であったが、2年後のこの調査では全体の18.0%を占めている。軽度の障害者(妊産婦を含む)の割合も44.4%→80.0%に増加している。 軽度の障害者(妊産婦を含む)の増加の影響で、重度障害者の利用は制度開始3ヶ月で全体の24.4%であったが、2年後には全体の14.0%に減少している。一方で健常者(その様に見える人)の利用も全体の28%と少なからず存在する。
A2	車いす使用者用駐車施設の利用実態と課題に関するアンケート(第12回全日本パーキング大綱要集)	齋藤充弘(福島工業高等専門学校)	【対象施設】 シャッペン(当該スペースは4区画) 【対象者】 当該スペース利用者	商業施設が発行した利用証が必要な車いす使用者用駐車施設の利用実態調査	・2005年4月10日~18日 ・2005年9月11日~17日 ・2008年6月11日~17日 ・2007年5月13日~18日 ※計4回で日曜~土曜までの10時~17時に実施	専用の優先証を発行した商業施設内に設置された車いす使用者用駐車施設	商業施設が発行した利用証が必要な車いす使用者用駐車施設の利用者	・4台分	調査員の目視による観測調査 (優先証の有無、駐車時間、晴天・雨天別の調査等)	・のべ796台 ※計4回の調査28日間の台数 <うち、雨天日> ・のべ107台 ※計4回の調査のうち雨天の3日間	・当該駐車施設の使用時間割合50.2% ・優先証なしの車両の使用時間割合28.0% ・優先証ありの車両の使用時間割合77.0% <うち、雨天日> ・当該駐車施設の使用時間割合88.1% ・優先証なしの車両の使用時間割合89.5% ・優先証ありの車両の使用時間割合81.5%	・優先証の表示は367台(46.0%) ・表示なしは430台(54.0%) <うち、雨天日> ・優先証の表示は30台(28.0%) ・表示なしは77台(72.0%)	優先駐車システムにおける許可証のない一般車の駐車割合が半分以上を占める中で、特に雨天時にはさらにその割合が高くなり、許可証の保有者が使用できない実態がある。全時間帯でみると、およそ半分の時間帯は空いている形となっている。より有効に活用できるシステムの構築が必要。
A3	おもいやり駐車場利用実態調査結果	福島県	【対象施設】 11施設(当該スペースは28区画) 【対象者】 当該スペース利用者	利用証の表示を必要とするおもいやり駐車場利用制度の導入後の利用実態調査	・2008年10月19日(月)~11月6日(金)の平日・10:00~19:00(一部9:00~17:30)	県内おもいやり駐車場の駐車する、11施設	左記駐車スペースの利用者	・29台分	調査員の目視及び口頭確認による観測調査 (利用証の有無、駐車時間)	・のべ314台(15日間)	・当該駐車スペースの利用率は26.7% ※内訳、利用証あり4.5%、利用証なし(利用対象)13.1%、利用証なし(対象外)8.0%	・利用証表示は52台(16.6%) ・利用証なし(利用対象者)122台(38.9%) ・利用証なし140台(44.6%) ※利用証なし(利用対象者)は表示はないが、利用証の交付可能な人が乗降した車両	
A4	身障者スペースに駐車するクルマを観察する	ホンダ安全運転普及本部 (Monthly TheSafetyJapan 2002年1月)	【対象施設】 804台収容のシャッペン(当該スペースは18区画) 【対象者】 当該スペース利用者	大型商業施設に設置してある障害者等用駐車スペースの利用実態調査	2001年12月4日(火)12:30~14:30	大型商業施設(江戸川区)	左記施設に設置してある身障者用駐車スペースの利用者	・13台分 ・屋内駐車場7台 ・屋外駐車場6台 ※収容台数804台	4人の調査員の目視による観測調査 (利用者の属性(障害者マーク・駐車禁止除外指定車標章の有無)、駐車時間等)	・のべ18台(2時間)	・最長駐車時間は117分 ・最長駐車時間は13分	・身障者マークの表示は3台 ・駐車禁止除外指定車標章の表示は3台 ・表示なしは10台	・車いす使用者は2台(身障者マークなし)

文献A3: おもいやり駐車場利用制度は、車いす使用者用駐車施設を利用することができる人を明確にした上で、その人からの申請に基づき健が利用証を交付し、駐車施設管理者の協力の下、駐車時に利用証の提示を求めることにより、この駐車施設の適正利用を図ろうとする制度

B. アンケート調査による利用意識及び実態 (その1)

No.	資料名	発行元/著者名	調査名			調査概要				意識調査の結果					効果・課題
			調査対象 (対象施設・対象者)	調査内容	調査日	調査関連団体等	調査対象者	有効回答数	調査方法	駐車可能割合	とめられなかった理由	健常者の利用	障害者駐車場の過不足	不適正利用対策	
B1	パーキングパーミット支援システムの構築 報告書 (平成21年5月)	清田勝 (佐賀大学) (交通・エコロジー・モビリティ財団 第1回 ECOMO交通バリアフリー研究助成報告会)	【対象施設】 2,000台収容の「シャピツ」(当該スペースは11区画) 【対象者】 施設来訪者のうち重い使用者80人	重度の障害者のパーキングパーミット制度に対する意識調査 ※佐賀県のPP制度とは、身障者用駐車場に、県内に共通する身障者用駐車場利用証を交付することで、駐車場を利用できる人を明らかにし、駐車スペースを確保する制度であり、主に県の施設、商業施設に設置してある。	1月18日～2月18日	佐賀県身体障害者団体連合会及び佐賀市役所	佐賀県身体障害者団体連合会と佐賀市役所の来訪者と、重い使用者80人と松葉杖使用者11人	・44票 (回収43票) ※内訳 (重い使用者33票、松葉杖使用者11票)	アンケート調査 (2施設来訪者に配布・郵送にて回収) (移動手段、利用できる障害者用駐車場整備の重要性、当該駐車場への駐車経験、パーキングパーミット制度の効果、駐車場の必要額等)	<佐賀県内> ・重い使用者33人のうち54%が駐車できない場合がある ・松葉杖使用者11人のうち54%が駐車できない場合がある				制度導入前と比べ ・重い使用者33人のうち40%が「かえって駐車しにくくなった」 ・松葉杖使用者11人のうち55%が「少し駐車しやすくなった」	軽い歩行障害者や軽度障害者の利用証を所有者が増加したため、重い使用者の40%は駐車しにくいと感じている。
B2	横浜市思いやりパーキングマナー「平成22年9月17日記者発表資料」	横浜市	【対象施設】 - 【対象者】 重い使用者47人 【対象施設】 - 【対象者】 上記47人のうち11人のモニター	横浜市内の施設に設置された重い使用者用駐車区画 (スペース) の利用実態調査 ※重い使用者用駐車区画とは、自動車のドアを全開にして利用する人のためにある駐車スペースであり、主に、大規模商業施設・横浜駅・地域にあるスーパーに設置してある。	2008年10月1日～11月10日 2008年10月1日～11月1日	横浜市身体障害者団体連合会及び横浜市職員	横浜市身体障害者団体連合会と横浜市職員の中で下肢障害者及び重い使用者47人 11人 (上記アンケート回答者と同様)	・47票 (回収43票) ・対象となる11人が重い使用者用駐車区画 (スペース) を利用した総回数112回	アンケート調査 (直接配布・回収) (当該スペースへの駐車経験) モニター対象者アンケート調査 (直接配布・回収) (当該スペースの駐車経験、とめられたかの有無、とめられなかった理由、不適切利用防止のアイデア等)	<横浜市内> ・10.8%が「半分以上とめることが出来ない」 ・2.1%が「昼間とめることが出来る」 <横浜市内> ・85.2%が「とめられた」 ・34.8%「とめられなかった」 ※11人の利用総回数112回のうち			・行政による利用ルールづくり (18票) ・駐車場管理者の管理徹底 (15票) ・罰則、罰金 (5票)	制度導入前と比べ ・「半分以上とめることが出来ない」 ・2.1%が「昼間とめることが出来る」 ・主な理由 「当該区画が満車だった」16回、「当該区画がなかった」12回、「三角コーン等が置いてあった」7回 ※11人の利用総回数112回のうち	(参考) 横浜市の対策として、重い使用者等用駐車スペースに関する管理運用の望ましい水準の策定を行い、利用環境整備を推進する。具体的に国際シンボルマークの表示、標示物による注意喚起等の内容を駐車場管理者へ周知。これらの望ましい水準の内容を「福祉まちづくり条例施設整備マニュアル」に追加する。 重い使用者等は、不適正利用を防ぐためのコーンを避けることが難しかったため、駐車できない。
B3	障害者用駐車スペースの適正利用促進のための課題明確化 (平成17年9月)	西館春沙、水野智美、徳田克己 (国際交通安全学会誌 Vol.12No.4)	【対象施設】 - 【対象者】 重い使用者347人 (うち385有効回答)	障害者等用駐車スペースに対するニーズと利用実態調査	2008年5月～7月	全国盲導線推進者連合会	全国盲導線推進者連合会に所属する重い使用者347人	・385票 (回収434票) ※重い使用者を「常時使用」と回答した347人と「時々使用」回答した18人	アンケート調査 (郵送による配布・回収) (属性(重い使用者の使用頻度等)、当該スペースの利用ニーズ、スペース利用について困った経験、一般車が駐車している場合の対応、当該スペースにパイロンが置かれている場合の対応、幅が狭い場合の対応、場所がわかりにくい理由、利用に関するトラブルの経験、適正利用のためのアイデア)	困った状況別に経験者と回答された比率 ・98% (347人) が「一般車の駐車」 ・89% (320人) が「パイロン等がある」 ・61% (224人) が「幅が狭い」			・主な回答 「対象を明確にした表示を設ける」57% (207人)、「欧米のように反側金制度を設ける」55% (201人)	(利用意向) ・95% (345人) が「スペースが有れば利用したい」 ・87% (318人) が「実際には利用できないことがある」 ・1% (5人) が「利用しない」	駐車スペースのニーズが高いにも関わらず、円滑に利用できない実態がある。また利用しにくい構造等の改善が必要。
B4	ハートフル専用パーキング利用証制度に関するアンケート調査結果 (概要) (平成20年)	福井県	【対象施設】 - 【対象者】 利用証取得者1,849人 (うち1,142回収)	ハートフル専用パーキング利用証制度の利用実態調査	2008年7月4日～7月21日		・ハートフル専用パーキング利用証取得者1,849人 ※2007年10月30日～2008年5月31日までに利用証取得した者	・1142票	アンケート調査 (郵送による配布・回収) (回答者の属性(障害等の状況)、制度導入前後の利用のしやすさの違い、とめられない理由、当該スペースに止めている人、必要な改善事項等)	制度導入前と比べ ・16.7%が「減った」 ・72.8%が「変わらない」 ・10.7%が「増えた」	制度導入前と比べ ・7.8%が「不足している」と回答 ・82.1%が「足りている」と回答		・主な回答 「協力施設を増やす」30.4%、「制度の広報」29.5%、「障害者用駐車場を増やす」27.4%	制度導入前と比べ ・61.7%が「かなり(少し)とめやすくなった」 ・4.9%が「かなり(少し)とめにくくなった」	
			【対象施設】 - 【対象者】 利用制度導入施設471施設 (うち311施設回収)				・制度協定施設471施設 ※2007年10月30日～2008年5月31日までに制度協定をした施設	・331施設	アンケート調査 (郵送による配布・回収) (施設の区分、制度導入前後の普及件数の変化、不適正利用の変化、当該スペースの不足状況等)	制度導入前と比べ ・41.4%が「かなり(少し)減った」 ・50.3%「かわらない」 ・1.0%「かなり(少し)増えた」					

B. アンケート調査による利用意識及び実態（その2）																
No.	資料名	発行元/著者名	調査対象 (対象施設・対象者)	調査内容	調査日	調査関連団体等	概要			意識調査の結果						効果・課題
							調査対象者	有効回答数	調査方法	駐車可能割合	とめられなかった理由	健常者の利用	障害者駐車場の過不足	不適正利用対策	駐車環境改善	
B6	車いす使用者用駐車施設の利用実態と課題について－パーキングパーミット制度導入に向けて－富岡町身体障がい者福祉会の取り組み－	齊藤充弘（福島工業高等専門学校） （第12回全国大会） 概要集2008年 日本福祉のまちづくり学会 【対象者】 来店者のうち障害者169人	【対象施設】 シャトルホテル（当該スペースは4区画）	商業施設が発行した利用証が必要な車いす使用者用駐車施設の詳細	2005年1月	車いす使用者用駐車施設の優先証を発行した商業施設	左記商業施設に来店した障害者	・189票	アンケート調査（直接配布・回収）	<福島県富岡町の商業施設> 専用区画への駐車状況 ・23.7%が「ほとんどできなかった」 ・42.0%「半分程度」 ・34.3%「ほぼできた」	・主な理由として「健常者の車がとまっていた」72%であるが、「優先証を提示した車がとまっていた」は3%にとまった				制度導入前と比べ ・44%が「駐車の手配がなくなった」 ・22%が「特に何も変わらないと思う」	障害者等は駐車に対して不安を抱えているが、優先システムはその軽減に寄与している。
B8	おもしろい駐車場利用制度に関するアンケート調査結果	福島県	【対象施設】 - 【対象者】 制度導入施設897施設のうち558施設改修後	おもしろい駐車場利用制度協力施設の実態調査	2008年9月8日～9月30日	おもしろい駐車場利用制度協力施設 ※2008年9月1日現在	全協力施設897施設 ※民間517、公共380	・558施設 ※民間283、公共275	アンケート調査（郵送による配布・回収） （制度導入前後の不適正利用の変化、不適正利用への対応、制度への要望、カラー塗装実施状況等）			制度導入前と比べ ・38.3%が「減った」 ・53.0%が「変わらない」 ・0.8%が「増えた」		・主な回答 「直接声をかける」44.8%、「注意喚起文書」18.8%、「何もしない」15.8%		
B7	おもしろい駐車場に関するアンケート調査結果について	福島県	【対象施設】 - 【対象者】 利用証取得者1,000人（うち592回収）	おもしろい駐車場に関する利用実態調査	2010年5月27日～6月15日		おもしろい駐車場利用証の交付者1000人（無作為抽出）	・592票	アンケート調査（郵送による配布・回収）			制度導入前と比べ ・26.7%が「減った」 ・28.5%が「変わらない」 ・11.1%が「増えた」		制度導入前と比べ ・32.5%が「とめやすくなった」 ・34.5%が「変わらない」 ・2.7%「とめにくくなった」	障害者マークを付けて平気でとめている健常者が多い。もみじマークでとめている車が多い。	
No.	資料名	発行元/著者名	調査対象 (対象施設・対象者)	調査内容	調査日	調査関連団体等	概要			意識調査の結果				効果・課題		
							調査対象者	有効回答数	調査方法	必要性	利用の有無	障害者専用駐車スペースの存在意義				
B8	高速道路のSA・PAにおけるバリアフリーに関する調査研究報告書（平成13年度三豊財団助成事業）	全国腎臓病推進委員会	【対象施設】 高速道路のSAPA 【対象者】 一般利用者	障害者専用施設等に関する一般利用者の意識調査	2000年11月3日～27日	主要サービスエリア及びパーキングエリア61箇所	主要サービスエリア及びパーキングエリア61箇所の施設利用者	・2828票	聞き取り調査（アンケート方式） （国際シンボルマークの認知度、当該スペースに対する認知度及び必要性、当該スペースへの駐車経験、当該スペースの設置理由）	障害者用駐車スペースについて ・87%が「必要である」と回答 ・3%が「必要でない」と回答	障害者用駐車スペースに駐車したことがあるかという質問に対して ・21%が「はい」と回答 ・79%が「いいえ」と回答 ※「はい」について障害者の有無等細かく分類されていない	「障害者スペースは誰のためのか」という質問に対して主な回答 ・42%が「身体障害者に限らず全ての障害者が乗っている車のため」 ・38.8%「車いす使用者が自ら運転している車のため」 ・15%が「高齢者、妊娠婦を含めた不自由な方が乗っている車のため」 ・0.2%が「一般の駐車場が混んでいる時や雨の日ならどんな車もとめてよい」	・障害者用駐車場に対する一般利用者の認識は障害者であれば、どんな人でも利用できるものだという認識を示し、どちらかというとユニバーサルデザイン思考の考え方であったと言える。また、マザーに反して迷惑駐車している車も0.2%存在しているのが実態である。そして高齢者、妊娠婦、体調不良者を含めると15.5%の人が利用してもよいと認識している、一体何のために当該スペースがあるのかという問題が浮き彫りになっている。			
<p>文献1：佐賀県で実施されているパーキングパーミット制度は、身体障害者の駐車施設を必要とする人に県内共通の利用証を交付することで駐車車両を識別できるようにし、不正利用を防止しようとする取組みである。</p> <p>文献2：車いす使用者用駐車区画は、横浜福祉のまちづくり条例において、一定の用途、規模の建築物に対して駐車場を設ける場合に、1以上の駐車区画を一般駐車区画より幅の広い車いす使用者用駐車区画として整備するように定めている。</p> <p>文献4：ハートフルパーキング利用証制度は、身体障害者専用駐車場以外の出入口付近の駐車スペースをハートフルパーキングとし、障害のある人、高齢者や小さな子供を連れて来た人など利用証を交付された人が優先的に利用できる駐車スペース</p> <p>文献5：駐車優先システムは、証明証等による識別方式を採用し、障害者用、妊娠婦用、その他利用の3種類の許可証を作成し、商業施設より許可証の発行を受けた人が専用区画に駐車することができるというシステム。</p> <p>文献6、7：福島県で実施されているおもしろい駐車場利用制度は、車いす使用者用駐車施設を利用することができる人を明確にした上で、その人からの申請に基づき県が利用証を交付し、駐車施設管理者の協力の下、駐車時に利用証の提示を要求することにより、この駐車施設の適正利用を図ろうとする制度</p>																

B. アンケート調査による利用意識及び実態（その3）

No.	調査名				概要				意識調査の結果				効果・課題	
	資料名	発行元/著者名	調査対象 (対象施設・対象者)	調査内容	調査日	調査関連団体等	調査対象者	有効回答数	調査方法	障害者等用駐車スペースに関する教育	利用の有無	利用の意識		不正防止に効果的な表示内容
B9	障害者用駐車スペースの不正利用を防止するための表示内容の検討 (障害理解研究第6号2004年1月)	西銘有紗 (筑波大学大学院)	【対象施設】 【対象者】 関東および中国地方の大学生とその家族、東京にある大手百貨店の従業員計388人（回収288）	障害者用駐車スペースの意識調査	2002年4月～6月		一般ドライバー（歩行に困難がなく、車の運転時に広い幅を必要としないドライバー）	・288票	アンケート調査 (大学生には講義時に配布・回収、一般社会人には調査協力者に配布・回収を行っている) (回答者の属性、当該スペースに対する知識、当該スペースの利用経験の有無、当該スペースに対する意識、表示の内容の判断)	どこで障害者等用駐車スペースに関する教育を受けたかという問に対して ・27人が「教育所」 ・23人が「学校」 ・22人が「家族」 ・8人が「免許更新講習」	「障害者用駐車スペースに駐車したことがあるか」という問に対して ・24人が「停めた事がある」と回答 ・208人が「停めた事がない」と回答	・124人が「絶対に停めてはいけない」 ・75人が「理由があれば停めてよい」 ・1人が「空いていれば停めてよい」	最も効果的な対策 ・「罰金」 ・「対象限定・禁止」 ・「情緒的お断り」 効果的でない対策 ・「説明」 ・「禁止」 ・「丁寧なお断り」	・著者は不正利用を防止するためには、「障害者用駐車スペースは何のためにあるのか」等といった障害者用駐車スペースの総論理由や使用方法を一般市民に啓発、教育していくべきと述べていたが、本研究においては、「説明」では不正利用の防止につながらない結果が出た。
B10	障害者用駐車スペースの不正利用に関するドライバーの意識 (障害理解研究2008年第10号12月)	西銘有紗 (富山大学)	【対象施設】 【対象者】 埼玉県及び大法院にある大学2校の学生、埼玉の幼稚園1園に通う親等、回答数328	障害者用駐車スペースの不正利用に関するドライバー意識調査	2007年5月～7月		埼玉県及び大法院にある大学2校の学生、埼玉の幼稚園1園に通う親	・328票	アンケート調査 (大学生には講義時に配布・回収、一般社会人には調査協力者に配布してもらい、回収は郵送で行った) (回答者の属性、当該スペースに対する知識、当該スペースの利用経験の有無と理由、当該スペースに対する利用意識、駐車場の利用意識、不正利用とその対策)	・289人が「1回も停めたことがない」 ・87人が「停めたことがある」	停めたことがある人の性別等が記載。乳児が同伴等の18人を除く49人の停めた理由 ・23人が「駐車場が混んでいたから」 ・23人が「空いていたから」 ・14人「少しの時間だから」 ・10人「停めても支障がないと思った」 ・9人「建物の近くにあって便利」 ・11人「その他」 ※複数回答			

B. アンケート調査による利用意識及び実態

No.	調査名				概要				意識調査の結果				効果・課題
	資料名	発行元/著者名	調査対象 (対象施設・対象者)	調査内容	調査日	調査関連団体等	調査対象者	有効回答数	調査方法	制度導入の経緯	制度導入意向	制度導入を予定しない理由	
B11	パーキングパーミット制度の動向に関する研究 (日本福祉のまちづくり学会第13回全国大会)	山田義文 高橋義平 (国武、東洋大学ライオンズ会)	【対象施設】 【対象者】 制度実施12県を含む47都道府県 (回収率90%)	P.F.制度のあり方、主要自治体における取組み状況を明らかにするための調査	2008年12月18日～2010年1月23日		制度実施12県を含む47都道府県	実施県11県、未実施県28県計40県	アンケート調査 (郵送による配布・回収) (制度未実施県：制度への登録者数、登録手段、導入効果、導入課題、利用者・管理者の意見、制度継続の意向) (制度未実施県：導入意向とその理由、登録手段、導入の障りに懸念される問題、制度に代わる対処方法)	制度を導入している自治体に経緯を質問 ・20%が「先進県を参考とする効果が見込めるから」 ・20%が「不正駐車が増えないから」 ・11%が「関係団体からの要望」 ・11%が「障害者からの要望」 ・9%が「不正駐車に対する苦情」等	・13県が「現在検討中」 ・13県が「導入予定なし」 ・11県が「導入済み」 ・3県が「近々導入予定」	・「今後、国や周囲の動向によって検討する可能性がある」 ・「駐車場の需要が多いエリアでの即時的対応が難しく、既存の重い利用者等用駐車場が設置された意図を周知する啓発活動に取組」といった理由がある。	

C. 駐車スペースの適正幅に関する実験										
No.	調査名				調査概要				結果	効果・課題
	資料名	発行元/著者名	調査対象 (対象施設・対象者)	調査内容	実験構成	対象者	実験車	調査方法	乗降可能幅	
C1	パーキングパーミット支援システムの構築 報告書 (平成21年5月)	清田勝 (佐賀大学) (交通エコロジー・モビリティ財団 第1回ECOMO交通バリアフリー研究助成報告会)	【対象施設】 - 【対象者】 車いす使用者4人、杖使用者1人、軽度歩行障害者3人、妊産婦2人	障害者等用駐車スペースの利用実態調査適正幅に関する実験	・被験者の車を駐車 (固定) ・白線の幅 (1.25m) を設置 ・実験車を駐車 ・乗降実験 ・乗降のしやすさの評価	・車いす使用者4人 ・松葉杖使用者1人 ・軽い歩行障害者3人 ・妊産婦2人	・ホンダアコード (1800cc) ・トヨタカローラスパシオ (1600cc)	実際に被験者に乗降してもらう	・車いす使用者は3.25m ・松葉杖使用者は3m ・軽度の障害者等には2.75m	・東京都UD駐車場ガイドラインと同様な結果。 ・サンプル数が少ない。

